

細川・三好体制研究序説

——室町幕府の解体過程——

今 谷 明

【要約】 本稿は、戦国期に於る畿内の政治史研究のための基礎作業を上部構造に限定して試みたものである。まず戦後の通説に於て殆ど崩壊し去ったと見做されてきた応仁乱後の室町幕府が、守護統制は喪失したものの、幕府の権門統制は極地化しながら依然存続していることを強調した。次に大永末～天文の細川晴元政権時代を、古文書学的方法に依りつつ支配構造を究明し、その京都支配は管領代―山城郡代という体制であり、その中核は摂津国衆の軍事力であることを検証した。また晴元被官奉書の結果、幕府奉行奉書に追隨して「管領代添状」が発給されている事実を明かにし、この添状は主として在京権門・莊園領主により正当化されていることを論証した。従来政所寄人と見做されていた応仁以降の奉行人の中には、管領奉行人が多数存在していた。次で管領代添状の発生過程及びその意義につき考察した。最後に大永天文期の政治過程を総括し、大永末享禄期に堺に室町幕府に代る別系統の幕府が存在していたことを確認し、「堺幕府成立」「室町幕府中絶」説を提唱した。次で三好元長敗死・山科本願寺焼打・天文法華乱を摂津国衆と在京権門による奪権闘争として位置付け、これらの戦乱で晴元被官・摂津国衆の利害が貫徹した結果、天文五年以降在京権門と摂津国衆の連合政権が成立したと結論し、その崩壊＝三好長慶抬頭の事情も併せて考察した。

史料 五六巻五号 一九七三年九月

はじめに

「天下の錯乱、言語道断の躰なり、恐怖のほか他なきのみ。」^①「風聞の如くんば、天下は一揆の世たるべしと云々。漸く然るが如きか。末世の躰たり。嘆くべし嘆くべし。」^②「本願寺合力にて一揆廿一万騎起ちて責むと云々。言語道断の儀なり。」

〔中略〕天下はみな一揆のままなり。愁嘆愁嘆^③。〕

町衆の法華一揆、およびそれを包囲する農村の一向一揆が最高潮に達した享禄・天文初年の交に於る畿内の状況、就中畠山尚順・三好元長という二大武將を敗死せしめた一向衆徒の巨大な武力に衝撃を受けた京都の公家達は、その感慨を右のように記している。自分達の存立基盤である荘園制が崩壊に類し、いわば亡国の民同様となった彼等にとって、この時期の世上の激動は天魔の所為^④に他ならず、それを慷慨することによってのみ彼等の存在意義を自覚していたにちがいない。その社会への悲憤をやめ、連歌酒宴に逃避するとき、彼等はある種の後めたさを感じていたようである。

かかる没落貴族達の印象が「記録」として史料に偶々残存し、一方時代の主動者であった武將や農民町衆達の声は殆ど伝存しなかったため、この時期の混乱状況が誇大に伝えられ、後世の史家に「頽廢の時代」としてつまはじきされてしまったのは是非もないことである。町衆の勃興と彼等の自治がはなばなしく喧伝される一方で、政治過程は何一つ建設的な後世に継承すべきものを持たぬ暗い時代というイメージを無意識的に植付けてしまった。つまり戦国時代に於る畿内の政治史研究は現在なお著しく立遅れてしまっている。これは辺境に於る戦国大名の研究の活発さに比較するとき一層痛感される。従来刊行された概説書の殆どが、永正・天文期の畿内状況を極端にいえば「混乱」の一語で片付け去っていたといっても過言でなく、たとい詳細に及んだものがあってもたかだか「戦乱史」を超えるものではなかった。これは大まかにいって二つの理由が考えられる。まず永正文武期の長期に亘る細川家分裂から松永久秀抬頭までの動向は、織豊政権成立過程に於て積極的な役割を果たしたとは認められず、単なる「あだ花」的存在にすぎないと見る認識である。今一つは過渡期特有の政治的現象の例外たり得ず、余りにも表面的政治状況が流動的であって、方法的な構造把握が極めて困難である点であろう。しかし如何に無意味な戦乱が打続いたとはいえ、織豊政権が成立する場での畿内に応仁乱以後百年近く、解体に類しながらも室町幕府とそれをめぐる政治的権力が存在したことは事実であって、その状況までも無視してよいということにはならない。とりわけ、織豊政権の評価のためにも「混乱と頽廢」の実態は分析・究明しておく必要があろう。

この小稿は以上の如き課題に全面的に答えるものではないが、なお基礎的作業として室町幕府の諸制度が解体する状況を事実関係に基いてあとづけようとするものである。それが応仁乱より信長入京に至る百年間の研究の空白を些小なりとも埋めるための「捨て石」となれば望外の成果であろう。

- ① 『二水記』天文元年九月廿九日条（内閣文庫原本、以下閣原と略）
 - ② 同右天文元年八月三日条
 - ③ 『言継卿記』天文元年六月廿二日条、なお統群書類従完成会本の「一族」は「一揆」の誤りであろう。
 - ④ 『実隆公記』紙背文書天文元年正月廿八〜九日裏書ほか。
 - ⑤ 林屋辰三郎『町衆』（中公新書昭39）、同「町衆の生活と芸術」（『中世文化の基調』昭28所収）、熱田公「民衆運動と宗教」（日本史研究会編『講座日本文化史巻四』昭37所収）、藤井学「法華一揆と町組」（京都市編『京都の歴史3』昭43所収）、同「西国を中心とした室町期法華教団の発展」（仏教史学六一一所収）、豊田武「都市における惣的結合の発展」（史林四一編六号所収）、村山修一『日本都市生活の源流』（昭28）、なお最近出た佐々木銀弥「日本中世都市の自由・自治研究をめぐって」（社会経済史学三八一三所収）にすぐれた総括がある。
 - ⑥ 杉山博『戦国大名』（中央公論社刊「日本の歴史巻二一」昭40）、鈴木良一『戦国の動乱』（文芸堂刊「国民の歴史巻二一」昭43）、京都市編前掲書（とくに黒川直則執筆部分「下剋上の政治」）、岩波講座『日本歴史中世四』昭38（とくに鈴木良一執筆「戦国の争乱」）、学研『16世紀』（日本と世界の歴史巻13昭45）
- これらの中で、鈴木良一氏「戦国の争乱」は戦後の一定の水準を示したものである。なおこれら以外に長江正一『三好長慶』昭43（吉川弘文館人物叢書）、奥野高広『足利義昭』昭35（同）、同『戦国大名』

（増進書昭35）、豊田武編『戦国の群雄』（読売新聞社刊「人物日本の歴史巻六」昭41）、読売新聞社刊「日本の歴史巻八群雄の戦い」昭43等があるほか、地方誌では前掲『京都の歴史3』以外に『茨木市史』昭44、『尼崎市史巻一』昭41、『伊丹市史』昭46（黒田俊雄執筆部分）、『堺市史巻二』昭4（小葉田淳執筆部分）等が概説書としてすぐれている。

⑦ 例えば試みに前掲概説書の中から主なもののうちこの時期に関する叙述の見出しを拾ってみると、杉山『戦国大名』では「混迷する畿内」「空位の時代」、黒川執筆『京都の歴史3』では「畿内の混迷」、読売『日本の歴史』では「將軍・管領をめぐる泥仕合」、学研『16世紀』では「混迷をきわめる京都政局」等とあり、鈴木良一「戦国の争乱」では「遊佐長教・三好長慶にしても、多少なりとも前進的な独自の動きを示した風はまったく見られず、たどりつけない離合集散をかさね」「上原・安富（中略）三好・柳本などの細川被官、木沢、遊佐などの畠山被官、池田・伊丹（中略）など摂津・大和の國人は、ただ混乱と退廃をもたらしただけかもしれない」とあり、また鈴木木の最近稿「山城国一揆ノート」（日本歴史二九六号）では「しかしこの時期ははてしない動乱のはじまりで、新しい時代の夜あけではない。げんに、これから五年後、政元は義子澄之に殺され、畿内は細川氏の分裂抗争を軸にはてしない混乱におちいる」と述べられている。

一、解体期の室町幕府とその支配体制

(一) 將軍領国山城国の構造

応仁の大乱が漸く収束の兆候を見せはじめたころ、大和守護職を預る興福寺門跡の大乗院尋尊は、天下の形勢を自ら分析して、「よって日本国中は悉く以て御下知に応ぜざるものなり。」と結論した。すなわち尋尊によると応仁乱によって室町幕府というより日本の中世国家が七花八裂に瓦解した如くであるが、かかる表現は尋尊大僧正一流の大時代的な誇張であって、この時点に於る政治状況を必ずしも正確に表現したものとはいえない。従来この尋尊の慨嘆に、戦国時代の幕明けを告げる室町幕府の崩壊が象徴されているとして、室町幕府の体制的解体を応仁乱後に置く見解が多いが、この点は一層の検討が必要であろう。いうまでもなく、応仁乱により將軍・幕府による守護統制が大きな打撃をうけ、畿内を除く諸国・辺境の地方分権化が促進されたことは事実であるが、かかる傾向は実は嘉吉変後から存在し、辺境の離反に至っては義持晩年頃から胚胎していたのが実情というべきである。

つまり室町幕府と諸国守護との結合関係は極めて緩やかなものであって、強権に基くものではなく、成立当初から幕府に対する守護の遠心力は本来的に強かったのであり、その矛盾が永享乱以後段階的に顕在化してきたのであった。この傾向に、京畿を中心とする農民一揆や国人の動向が拍車をかけたと見るのは妥当な認識と考えられるが、応仁乱で矛盾が一挙に爆発した等とする見解はやや一面的である。

要するに、戦後の鈴木良一氏から稲垣泰彦氏、最近では川崎(旧姓柳)千鶴氏に至る幕府崩壊論は、農民闘争による幕政への反映等に高く評価すべき点が多いが、あまりに応仁乱に幕府の終点を置きすぎたきらいがあって、それ以後の政治史をやや閑却化ないしは無意味に近いものとされる傾向がある。換言すれば幕府崩壊の時点のおさえ方も性急かつ安易であって、崩壊の概念自体も曖昧であり、単純化にすぎた感はまぬがれない。現在われわれに必要なことは、応仁乱後の時点

で、室町幕府が喪失した権限、統治地域は何であり何処であったのかという点に関する正確な事実関係の確定と、諸権門を含む当時の領主階級全体の、大乱により蒙った影響である。これらの点は自明のようであるが実は必ずしもそうではなく、従って応仁乱後、信長入京により織豊政権が成立するまで百年を経過するにも拘らず、その間の正確な意義や位置付けなどは殆んど無視されてきたのであった。右記の設問に対する詳細な回答は本稿の目的ではなく、全面的に把握しうる準備も現在の筆者にはないが、当面の叙述に必要なかぎり一応の見通しをつけておきたい。

周知の如く、中世後期の我国の国家体制については、守護による連合政権である室町幕府が基本的に全国支配を行っていたとする見解と、中世初期以来の武家・公家・大社寺等荘園領主である権門が相互補完的に農民支配を行い、それらの上に天皇が国王としての役割を果たしていたとする見解（所謂権門体制論）に二分される。これについては別に稿を改めて論じなければならないが、ここでは一応後者の見解に従って筆者の室町幕府論を述べることにする。応仁乱後の権門体制について聊か乱雑な粗描を試みれば、

④ 応仁乱の結果崩壊したものはあくまで室町幕府の全国支配＝守護統制であって、幕府そのものが崩壊したのではないこと

⑤ 幕府以外の権門（荘園領主）の荘園收取体系は大乱により大打撃を受けながらも一定部分は維持・残存したこと。従って権門体制（筆者は特に後期権門体制または保証権門体制と呼ぶ）自体も、未だ消滅したわけではない

⑥ 乱に於て京都が主戦場となったため、幕府の一方の支配組織であり有力な経済的基盤であった五山禅院の官寺機構が壊滅し、従来財政の主要部分をこれに依拠していた幕府は料所の再編成等、新たな財源確保に迫られるに至り、ここに於て権力の性格が大きく変化すること

かかる視点に立つ場合、幕府、というより諸権門全体にとって著しい意味を帯びてくる地域が他でもない本拠の山城国であり、大経済都市京都の掌握である。そこには幕府にとって重要な財源である土倉・酒屋が存在し、諸権門の膝下荘園

が周辺を圍繞し、公家や社寺の地子錢徴収の対象となる町屋が集中している。そして従来幕府開創期より伝統的に強力な守護が補任されず、任命されても短くは数年、長くとも十年内外で改替される等、守護の領国支配が殆んど実態をなさなかった地域である。従って古代以来の諸権門にとっては文字通り最後の生命線なのであった。当然乱により戦火を蒙った市街地は甚大な被害を受けたのであるが、周辺農村は比較的却掠をまぬがれ、市中町屋の復興も急速に進んだので、東寺等の社寺は壊滅を辛くも免れたのである。ただ大伽藍を焼失し地方遠隔地の莊園を喪失した五山禪院は幕府・守護の庇護を失って著しく勢力を減退した。

守護統制による全国支配と、五山官寺機構の維持に基礎を置いていた室町幕府は、乱後は京都周辺に維持した少数の料所を除くの外、全国的基盤を失い、新たに山城を中心とする經濟機構の維持によって再出発を余儀なくされるのである。

しかし当面、京都の掌握を幕府が保全したことによって、なお数十年の延命が可能となったのであった。同様の事情は、大和興福寺の場合もそのまま当てはまろう。この場合、幕府以外の権門（公家・大社寺等）が比較的残存しえたことは幕府にとっても少なからぬ意味をもっていた。即ち室町幕府の財政は当初より守護役や土倉・酒屋等のみにより維持されていたのではなく、これら幕府の武力により存続を保障されている公家・大社寺等の經濟機構にも大きく依存していたのである。此等の大社寺・公家等諸権門が存在すること自体が幕府の一方の基盤となっていたのであった。即ちかかる諸権門は定例・臨時を問わず献物・礼錢・賄賂という形態をとって少なからぬ財貨を幕府公倉に納めており、守護統制を失ったから幕府が崩壊するという簡単な機構ではなかったのである。

以上、応仁乱の結果により幕府は遠隔地の支配領域を多く喪失したが、なお畿内周辺を中心にその存続を可能ならしめる充分な基盤を有していたことを明らかにした。もとより幕府が前代よりそのまま存続したというのではなく、その衰退と極地化および変質を否定するものではないが、最近いわれる如くに瓦解や消滅を示唆する「崩壊」等の表現は少くとも正鵠を得ていないことを強調するものである。

（二）侍所・所司代制の終焉と門前検断の衰退

中世後期の、特に山城大和兩國に於る治安警察機能（所謂暴力装置）を代表するものは、幕府の侍所と大社寺の寺内検断であるといえよう。諸説の見解の相違は若干あるが、大和一國に於ては専ら後者が、山城に於ては両者が補充し合い乍ら土一揆彈圧等の人民支配に当たっていたと見てよい。

ところが応仁文明の内乱期を経過するとこの状況には少なからぬ変化が見られる。まず侍所・所司代の活動についてみるに、応仁前期は侍所頭人は赤松・京極・一色という畿内近国の守護がほぼ交替で任命され、所司代の活動も具体的に史料上の跡づけが可能であるが、乱後この事情は一変する。乱中の文正元年より文明九年までは、戦乱継続中もあって侍所の補任がなかったことは理解されるが、その後も前記三守護家の領国の事情が頭人・守護の京都常駐を許すような状況ではなかったのである。即ち文明十八年以後八年間侍所補任の所見がなく、明応三年は赤松政則が頭人となるが、播磨領国は既に「錯乱」といわれ、彼が京都に於て活動する条件は全くなかったのである。この後名実共に侍所の所見は史料から姿を消す。

後者の門前検断に関しては、その事情は一層詳細に判明する。即ち我々はこの時期に「大乘院寺社雜事記」及び「東寺百合文書」という二大史料に恵まれており、京都・奈良に於る寺内検断の推移をほぼ正確に追跡することが可能である。京都に於る古代以来の権門の雄であった東寺は、南北朝以後寺領の再編成が進み、上下久世庄を中心とする洛外膝下莊園や洛中巷所・散所等かなり強力な領主権を行使し得た。門前の在家支配に至っては応永初期には商業統制の内容を含む請文を提出せしめ、犯科の追及等も供僧の評議に於て決定し、罪科検断に於て東寺自ら住屋の破却・検封等の処分を執行していたことは百合文書に収められている「廿一口方評定引付」等の記録からも伺われる。しかるにこれらの検断執行の主体となる東寺の武力・暴力装置は当時の守護大名の軍隊と比較しても強力なものではなく、幕府盛期に於てすら侍所等武家の保証によって領主支配を貫徹していたのであった。この関係は応仁乱後武家の保障力が弱体化すると忽ち影響を受

けざるを得ず、東寺自らの手のみによっては検断の執行は不可能となったのである。即ち文明以降の引付類を検討すると、罪科の処分が激減し供僧中の評議事項は単に仏事中心の儀礼的なものにすぎなくなる傾向を帯びてくる。従って町屋支配に於ても住宅破却を以て地子銭納入を強行することは不可能となり、漸次洛中の刑事裁判機能を喪失していく。この状況は自己の暴力装置を全く保有し得なかった五山禪院の場合も同様であって、幕府権力を背景に門前の酒屋・散所等を支配していた洛中の禪刹は応仁乱により窮地に陥つたのであった。

これらに対しやや異った様相を示すのが南都興福寺の場合である。即ち五山や東寺と異り、一応衆徒六方という武力（僧兵）を有し、その政治経済的実力によって曲りなりにも中世を通じて大和一国に於て守護権を行使し続けたのである。

但し大和の場合注意すべきは室町期（応永）以降も南都を中心に後南朝勢力および国人層の隠然たる残存があり、興福寺の武力も一国規模の戦争には無力であったため、国人の弾圧には幕府軍団（実質は守護連合軍）の入部を必要とした。このため近隣の伊賀・河内両守護層及び伊勢国司北畠氏等の影響を受けやすく、衆徒国人の自立化という形で興福寺の守護支配は徐々に切崩されていくのである。「大乘院寺社雜事記」により室町中期の興福寺による検断権行使の状況を分析すると、応仁乱を境に住宅破却・検封ともに確実に減少傾向を示し、住宅破却に至っては文明末年を最後として行使処分は殆ど姿を消す。これは門前の在家と領主寺院権門との力関係の変化を如実に示すものといえよう。かくて山城国一揆に代表される「地下検断」行使が可能となる環境が醸成され、京都に於ても侍所及び寺院検断の弱体化は町衆の自治が可能なる条件を熟せしめたといえるが、彼等の真の自立化へはなお幾つもの障害が横たわっている。

（三） 奉公衆——幕府軍団と料所の再編

盛期幕府に於ては既に幾つかの先学の研究が明かにしてきた如く、將軍親衛隊である奉公衆は守護庶流家から人材が供給され、これを通じて幕府の守護惣領家への介入・操作が室町將軍による守護統制の重要な側面をなしていた。しかし役夫工米等段銭の京済や將軍料所の預置きの問題をめぐって奉公近習衆と守護家との利害は尖鋭に対立するのみならず、そ

のような矛盾する勢力の上に立つ幕府自体も一触即発の危険を抱えるものであるから、「劍の刃渡り」の如き將軍の守護牽制策は早晚行詰らざるを得なかった。嘉吉変以後奉公衆を通じての守護統制は著しく困難となり、將軍と守護連合層との微妙な勢力均衡は破綻し、応仁乱は避けられぬ形勢となったのである。

義満による応永乱に於ては將軍直轄軍が大きな役割を果たされることが、義持晩年頃から奉公衆の軍事力としての弱体化があらわれ、義教政権下の山門騒動・大和永享乱・関東永享乱等反幕勢力の弾圧にはもはや奉公衆には顕著な活動は見られず、これらの主力となったのは畿内近国の守護の軍隊であった。かかる状況は義政政権下の幕府に於て、「蔭涼軒日録」や「親元日記」等からも伺える如く奉公衆の著しい公家化現象と共通するものである。ここに於て彼等は東山文化の担い手とはなり得ても、守護を牽制するに足る政治勢力とはなり得ず、幕府による全国支配の基礎は一方の手を失ったのであった。

長享元年九月、第一次六角征伐に出陣した將軍義尚の親衛隊は「数千」と称されたが、六角方討伐戦に関する彼等の活動は全く見られず、実戦に当って力を發揮したのは管領細川政元を初めとする有力守護層の軍事力である。かかる傾向は永正以後の細川両家の分裂戦にも見られ、永正八年の船岡山の決戦では周防大内義興の軍が、大永七年の桂川の合戦や享禄四年の大物崩れには阿波三好元長の軍がそれぞれ決定的な力となった。

一方、「言繼卿記」による天文頃の奉公衆の実態は没落公卿と交って連歌鞠会等に明暮れる日常であり、將軍が近江朽木へ逃亡しても彼等は京都に駐まり、將軍個人の親衛隊としての役割すら全く放棄している有様である。かくて戦国初期には幕府の軍事力の面に於ても応仁以前の状況とはかなり異なった様相を示しており、幕府を支える武力の主点は管領細川京兆家、およびそれと同盟する守護・国人層へと移っていったのである。

以上、応仁乱後に於る室町幕府の政治的状況を財政・検断・武力の三点に絞って素描した。いずれも概略にとどめざるを得なかったが、これらの点に関する詳細は別途論ずる予定である。

① 例えば禁裏領莊園については『御湯殿上日記』『実隆公記』等によつて大永々天文の交に至るもなお遠隔地莊園(出雲横田莊・能登一宮等)より一定収入は確保しているのが判明するし、公家領莊園でも『実隆公記』によれば北陸道諸国の公事を相当部分維持し得ていることが知られる。これらは極く一例にすぎない。

② 藤岡大拙「禪院内に於ける東班衆について——特に室町幕府の財政

と関連して——」(日本歴史一四五号所収、今枝愛真「公文と宮銭」(同氏著『中世禪宗史の研究』昭45所収)、拙稿「紹介——今枝愛真著『中世禪宗史の研究』」(史林五五卷五号所収)。
③ この事例は『蔭涼軒日録』『看聞御記』『満濟准后日記』『建内記』等の随所に散見する。なお百瀬今朝雄「中世史研究解説」(岩波講座日本歴史中世4所収)参照。

二、天文期の京都支配——晴元政権論

(一) 晴元政権の成立過程

イ、京都に於ける政権推移の概略

応仁乱後信長入京までの約百年間、畿内政治過程に極く大雑把な段階を画してみよう。

明応二年は管領細川政元が自ら將軍を廃立、長年の政敵であった畠山政長を敗死せしめた年であると同時に、約八年間継続した山城国一揆が鎮圧された年でもあり、種々の意味で中世的世界に一時期を画すものであった。辛うじて保たれていた將軍の政治的權威はここで終止符を打たれ、幕府内では管領の権限が相対的に上昇した。この年を以て戦国期の幕開けとする見解が多く、^④ここでも一応それに従っておく。以後永正四年に政元が暗殺されるまでの時期は①「政元時代」と呼ぶことができよう。永正五年より同十五年までの約一〇年間は内義興の武力により京都の治安が保持されていたと考えられるからこの時期は②「大内時代」と見做される。次で大永七年の桂川の戦までは一応細川高国がほぼ実権を掌握していたから③「高国時代」というのが妥当であろう。大永七年二月に將軍・高国以下が近江へ逃亡してより天文五年に細川晴元が管領に就任するまでの約一〇年間は、京都に有力な武家が存在せず、実権者の比定に困難な時期で、いわば「空位時代」であるが、筆者はこれを晴元政権の初期段階に含めてよいと考える(後述)。従つて大永七年より天文十八年に三好

政長が江口の戦で敗死するまでの二〇数年間は④「晴元時代」に相当する。天文十八年以降管領は一応細川氏綱であるが、実権は全くなく、実質上三好長慶の統治と考えられ、永禄十一年の信長入京までを⑤「三好・松永時代」と呼んでよからう。この①～⑤までの時代はいわば室町幕府支配のあとを引継ぐ期間であり、織豊政権成立によって姿を消す長期の過渡期である。ここでこの長期に亘る支配構造を仮に「細川・三好体制」と呼ぶこととし、前章で見た如き室町幕府権力の解体現象がこの細川三好政権下に如何に吸収され再編されたか、そして後に来るべき近世的世界への如何なる役割を担ったかを検討するのが本稿本来の趣旨であり、「混乱」の時代として閑却し去られていた畿内の政治史に一定の意義付けを試みんとするものである。然しながらこの長期の複雑多岐に亘る時代相を対象として前掲の如き課題に迫るには筆者の能力は余りにも未熟であり且つは当面の時間的余裕もないので、さし当り上述五期のうちその最も典型的な時期と見られる④の時期に焦点をすえ、しかも考察対象を上部構造の分析に限り、地域も京都を中心とする畿内に局限することとした。この時期の社会経済史的側面については先学の諸業績も少くないが、それらを充分に生かし得なかったのは専ら筆者の能力不足であることを予めお断わりしておく次第である。

口、京都代官茨木長隆

大永七年二月十三日、三好勝長・政長兄弟を主力とする細川晴元方の軍勢は桂川を越え、川勝寺に於て細川高国方の武田元光の軍を破り、多数の戦死者を出した高国方は翌十四日將軍義晴を伴って近江に逃亡した。①これ以後高国はついに京都に於て管領としての実権を回復することができなかった。高国政権の崩壊である。しかし勝利した晴元方も擁する足利義維・細川聡明丸（のちの晴元）とともに若年（聡明丸は一三歳）であって將軍・管領就任はおろか入京することができず和泉堺に駐留したままであり、この時京中は一定の軍事力はあるが幕府官制上の権限を殆ど有さぬ柳本賢治らの代官が横行するのみの全く無政府状態におかれた。これより天文五年に晴元が入京を果すまでの約一〇年は厳密な意味での室町幕府制度上からは文字通りの「空位時代」である。

將軍・管領の近江亡命から半年も経ぬ大永七年八月、東寺の雜掌・上久世庄名主百姓および同庄公文寒河千代市丸は上久世に於る本所分の年貢寺納を命する同一人の折紙を同時に受取った。署名は「長隆」とのみの次の如き簡単な奉書である。

八幡宮領城州上久世庄公文拘本所分事、如元可被全領知、然上者放生会御山神事法事等嚴重被執行、可被抽天下安全祈由候也、仍執達如件

大本七

八月十三日

長隆（花押）

東寺雜掌^⑬（百姓・公文宛は略）^⑭^⑮

この折紙は、様式からすれば室町幕府奉行人奉書に酷似しているが、「——由候也、仍執達如件」とある末尾の書下しは、この時期の幕府奉行人奉書では必ずといってよいほど「——所被仰下也（又は被仰下候也）、仍執達如件」となるのが通例であるし、^⑮連署でない幕府奉行人の奉書は稀である。従ってこの「長隆」なる人物は政所の奉行人ではないと推定される。次にこの花押を誓願寺文書所収の年季未詳八月四日付茨木伊賀守長隆書状と比較してみると明らかに同一人物であることが判明する。

ではこの茨木伊賀守長隆なる人物は当時のどの勢力に属する者であろうか。これについては「経厚法印日記」（集覧）の天文元年十一月廿四日条に次のような記載がある。

廿四日（中略）就十郷半済之儀、自堺下知在之、文言云、

今度就諸勢働之儀、洛中洛外号半済免除、諸百姓等年貢以下難波云々、以外次第也、所詮書無御存知上者、如先々可致其沙汰旨、早可被相触之由候也、仍執達如件、

天文元

十一月十三日

長隆在判

高島与十郎殿

これは茨木長隆の地位を示す最も早期の史料であって、『堺下知』の奉者であることから細川晴元の内衆であることが判明する。即ち右記東寺に宛てて出された三通の文書は晴元の意を受けた形で長隆の奉書であって、堺に駐留する晴元政権の畿内に於る具体的政治支配を示す比較的初期の史料であり極めて注目すべき文書である。そしてこの彗星の如く京都に登場する「長隆」こそ、幼年の細川晴元を補佐し管領の代官として京畿支配の実権を専らにし、晴元の没落寸前まで二〇数年間に及び活躍する茨木伊賀守その人なのであった。

つまり晴元政権はその成立当初から京都に対する実質的支配を目指していたことが明らかである。従って「史料綜覧巻九」大永七年八月条に於て東寺に対する寺領安堵の主体を幕府としているのは問題である。^⑦

次に、大永七年春より天文五年秋に細川晴元が公式に入京、幕府に出仕するまでの空位時代に畿内の主権者は果して誰であったのかという問題がある。將軍義晴・前管領高国は近江へ逃亡しており畿内の大勢を制する地位にいなかったことは勿論である。この時期、細川晴元は天文元年まで堺に、天文二年以後は摂津芥川城に在駐しており、京都に最短距離の本拠を持つ丹波の柳本賢治・波多野種通らが地理的には京都を扼しやすい立場にあったが、彼等単独では西岡地侍衆や摂津国衆——京都支配に必要な軍事的基盤——を組織化しえず結局主導的役割を果すことはなかった。加えてこの空位時代に山科本願寺焼打や天文法華一揆等宗教戦争が激発していることもあって、従来この時期の畿内支配を京都町衆と大坂一向一揆の線で理解しようとする傾向が強い。^⑧しかし筆者はこの見解には若干疑問をもつ。結論から先にいうと享祿四年の大物崩れまでは基本的に晴元と高国の対決の時期、天文元年より五年までは晴元政権が巧妙な策略を用いながら三好元長、一向一揆、法華一揆等の勢力を弾圧しつつ入京への準備をなしていた時期と見る。

そこで堺に本拠を置く晴元政権が旧勢力の高国方残党を駆逐しつつ畿内支配を行うには当然京都代官の存在が想定されなければならない。將軍・管領が不在の京都を外部の勢力が支配するという政治的状況は空前のことであり、ここで初めて近世京都所司代へとつながる代官支配の原型が形成されたのであった。そしてこの時期の京都代官こそ上述の茨木長隆

であつたと推定されるのである。

この茨木長隆が細川晴元に帰参してその被官となつた時期は大永七年二月五日から同月十三日の間であらうと考えられる。二月五日に柳本賢治が山崎城を陥れて城将薬師寺国長を摂津高槻城に走らせてからの摂津国衆に関する具体的動向については確実な史料がない。ただこの時期の戦記物の中で最も同時代に近い「細川両家記」(群書)によれば、山崎陥落後程なく茨木城を初めとする摂津上郡の諸城が晴元方に降伏したことが見えており、更に摂津上下国衆の堺帰参の記事がある。茨木氏が伊丹氏ら他の国衆と同様に晴元に帰服したことは確実とみられる。

次に長隆の京都に於る動向を示すのが「大徳寺文書」に見える次の書状である。

従長老様御経被進之候、則令披露候、仍先度就蒙仰儀為御礼百足被下候、拝受畏入候、雖然還而迷惑仕候、於向後相應儀承、不可存疎意候、尚御僧可有御申候、可然之様御取合所希候、恐々敬白

(享禄元年)

閏九月廿五日

(来本)
長隆(花押)

大徳寺納所御返報

これは純然たる私信であるが、偶然に閏月のものであるため享禄元年の発信であることが判明し、それによりこの時点に於る長隆の政治的地位をうかがうことができる。

②まず大徳寺の長老から堺の晴元へ経巻を贈っていること。これは晴元の次期管領としての勢威が京都にまで広く認められていたことを示唆する。

①大徳寺より長隆へ一貫文の礼銭が贈られており、それも長隆が「還而迷惑仕」と返答していること。ここに長隆と大徳寺との何らかの政治的関係が成立していることを認めうる。即ち晴元の京都代官として活躍しはじめた茨木長隆に対する荘園領主大徳寺の反応の現われとみるべきである。

また茨木氏と京都の公家との接触を見るに「後法成寺尚通公記」(京亨)によれば、享禄三年の春に「茨木又三郎」「茨

木備中守」なる者が近衛家を訪れており、これ等は明かに茨木長隆の一族と考えられる。翌年末には茨木某が同じく関白邸に炭を進上している。^⑤これらの事実は長隆が京都に一族共に在住していることを示唆する。

なお大永七々享祿四の五年間に「東寺百合文書」には一四点の長隆奉書が残存しているし、^⑥大永八年には勸修寺や鹿王院に対し年貢以下の安堵を行い、享祿四年には大徳寺領の相論につき雑掌や名主等に指図を与えている点からみても茨木長隆が晴元の京都代官として当初から活動していたことは動かせない事実である。

ハ、茨木長隆の政治的地位

次に長隆の晴元政權下に於る政治的地位を検討しよう。既述の如く東寺雑掌達が長隆より奉書を受取った大永七年八月十三日のその日に、晴元方諸勢中最強の軍隊を率いていた阿波の三好元長がやはり東寺雑掌へ宛てて折紙を出している。

東寺八幡宮領城州上久世庄公文拘本所分事、如元被還補上者早可被全寺務、然者放生会并諸神拝等如先々嚴重可被執行、為其被成奉

（傍線筆者）

書上者聊不可有退転候也、仍狀如件

丁亥（大永八年）

八月十三日

三好筑前守

元長（花押）

東寺雑掌^⑦

ここで前掲長隆の奉書と比較せば明かな如く傍線の「奉書」が茨木長隆の発給したものを指すことはいうまでもない。

つまりこの文書は長隆の奉書を三好元長が遵行したものと解される。この関係は次の史料により一層判然とするであろう。

東寺雑掌申八幡宮領城州上久世庄公文拘本所分事、寒河千代市丸違乱云々、言語道断次第也、所詮退押妨可被沙汰付彼代由候也、仍

執達如件

享祿元

十月五日

（茨木）

長隆在判

三好筑前守殿^⑧

かかる体制がこの当時の権門一般に認められていたことは「東寺百合文書系」^⑨（東影）所収勸修寺坊官連署書状（日付は享

禄元年十二月)に「境内御門跡領其外各知行分儀、公方御下知并対御屋形奉書同三好遵行等処」^(元長)とあることによっても確認することができる。

なおこの当時三好元長はその被官を山城郡代に任命していた。この郡代職は決して名目的なものではなく、阿波国衆の武力を背景にかなりの強制力を發揮したものと考えられるが身分はあくまで元長の代官にすぎなかった。以上により茨木長隆の地位は山城郡代を統括する三好元長の更に一段上にあつたことが知られる。

ここで前掲「経厚法印日記」所収天文元年十一月十三日付の長隆奉書を御覧願いたい。この宛先である高畠与十郎という人物は同日記天文元年八月廿八日条により山城五郡の郡代であつたことが判明するから、さきの十一月十三日付奉書は長隆が晴元の意を受けた形で山城郡代に指令したものであると考えられる。このように大永八年以降長隆は一貫して山城郡代を統括する立場にいたわけで、晴元被官人中抜群の高い地位にあつたと考えられる。長隆が晴元の他の被官人と異質の性格を有することは、数多い晴元の書状を通覧しても単なる使者の名前として長隆の名が現れない点からも推測がつく。

ではかかる長隆の政治的地位は室町幕府の官制上奈辺に位置するのであろうか。ここで「鹿苑日録」天文五年十月廿三日条所収の幕府奉行人奉書を見るとその宛先が「右京兆代」とあるが、これは前後の内容から茨木長隆を指すものと考えられる。更に今一つ傍証を掲げると

御料所丹波国桐野河内村内荒木押領分事、度々雖被仰之于今無一途之条動供御及嗣如云々、以外次第也、所詮在國中如先々堅可被加

下知之由被仰出候也、仍執達如件

天文十四

九月廿日

(飯尾)

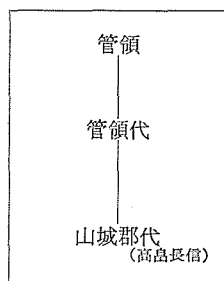
貞広判

(松田)

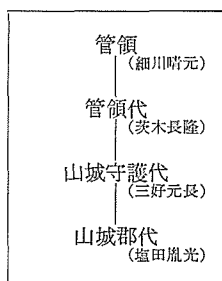
盛秀判

右京兆代^⑤

天文元～天文18



大永7～享禄5



この右京兆代も茨木長隆を指していることは次の史料で明白であろう。

公方御料所丹州桐野河内村荒木山城守近年押領之地同諸侍買得分御年貢方事、被退彼競望上者如先御年貢人夫諸公事物等可致沙汰、
(元カ)

次内藤同名輩先規以來於拘分者追而可有落居早此間可致存知由候也、仍状如件

天文十四
十一月十九日
(茨木)
長隆

当所名主百姓中^⑧

これ等の他にも幕府奉行人の文書を見ていくと、私的な書状形式の場合は長隆の宛名は「茨木伊賀守殿」とあるが、連署奉書等公文書は必ず「右京兆代」^⑨と記されている。以上のことから筆者は長隆の地位を以て室町幕府の「管領代」であったと結論するものである。「言繼卿記」に「茨木伊賀守」^⑩とあるのはこのことを指すものと考えられる。晴元の公式

の管領就任は天文五、六年の交と考えられるから長隆の管領代としての職掌も形式上はそれ以降ということになるが、実質的には晴元政権成立当初の大永七年より管領代としての職務を遂行していたことは如上の考察から疑いなきものと考えられる。以上、初期晴元政権の骨格は管領—管領代—山城郡代という体制であったことはほぼ明らかになった。

ここで問題となるのが、従来この時期の京都に於る実力者の一人とされる河内守護代木沢長政と茨木長隆の関係である。周知の如く長政は高国没後の京都に於て三好元長と争い、元長死後は長子千熊丸（後の長慶）と晴元軍との確執を仲介するなど享禄天文期の中心的武将のように見られてきた。然るにこの時期の茨木関係文書を検討していくうちに従来の説が必ずしも妥当しない史料に触目した。それは天文三年に山城西岡中脈の半濟粮米につき、長隆が長政に徴発を命じた次の如き奉書である。

城州西岡中^(縣)□寺社本所領不依權門勢家当所務半濟^(但)□^(官)當給人地除之但於事、為峯城之米被仰付上者早可被加下知由也、仍執達如件
(天文三年乙)
九月廿八日
長隆在判

木沢左京亮殿^(親)

この長隆の命を受けて長政が在地の百姓に宛てた催促状は次のようなものである。

為峯城米、西岡中脈寺庵諸本所并社領等之事、於^(半)□^(半)濟分者可被召由□被成 御下知之条不謂權門勢家任御奉書之旨半濟年貢以下速^(可致力)

納所之由候也、謹言

(天文三年カ)
十月十一日
木沢左京亮
長政在判

(当所名)
主百姓中^(半)

この二通の折紙によって前掲大永七、八年段階に於る三好元長と全く同じ役割をここで木沢長政が演じていることが判明する。即ち少くとも山城に於ては長政は管領代に頗使される晴元の被官（厳密には又代官）的存在にすぎないことが明かとなった。^(半)こうして長隆の政治的地位は守護代をも超えた、文字通り晴元政權下最大の實力者であったと結論され、かかる人物が京都に於て大永末年より寺社に対する仕置を行っていることは当然町組に対しても検断權を行使していたことが想定され、従来いわれる如き町衆自治の評価についても一定の影響を与えざるを得ないであろう。現在京都の町文書中に戦国武將の支配文書が稀にしか見出されないのは史料残存形態の偶然性によるものであり、後に見る如く「誓願寺文書」には小河一町中へ宛てた長隆の奉書^(半)が存在する点からしても、晴元政權下の京都町組が治外法權たり得た筈はない。管見の及ぶ限りでは長隆の京都町組に対する現存支配文書の初見は「言継卿記」所収天文三年の次の奉書である。

為禁裏御用心、堀事被仰付洛中一条二町・正親町二町・烏丸・橘辻子等処有難洪子細云々、太不可然、所詮総堀雖被延引、先可専勅
(由脱力)
命候也、仍執達如件

(天文三年)
四月廿八日
長隆判

所々町中^④

ここで従来の研究が茨木長隆につき如何なる位置付けを行ってきたかを見ておく必要がある。まず「大日本古文書東寺文書之一」では、長隆をどのような根拠からか幕府奉行人としており、最近、難波田徹氏もその論考で長隆を幕府奉行人と扱っておられる。次に「史料綜覧卷十」では長隆を「細川晴元の被官」^⑤「晴元の武将」^⑥と見做している。これが今までのところ長隆の地位に対する最も妥当な解釈であるが、厳密には正確でないことは既述考察からお判り頂ける筈である。細川晴元自筆の文書では禁制以外殆ど政治支配に関する史料が残存せず、あとは書状類が大半であるから、晴元政権の解明には長隆ら被官層の奉書を分析することが不可欠となるが、従来この作業が全くといってよい程無視されてきたのは奇異という外ない。

この時期を扱った畿内政治史のうち最近の業績というべきものに京都市編『京都の歴史3——近世の胎動』^⑦があるが、晴元被官では僅かに高島長信一人が取上げられている程度で茨木長隆のことは全く言及されていない。また長江正一氏著『三好長慶』は長慶に関する最も詳細な研究であるといつてよく晴元政権に関しても約七〇頁を費しておられるが、やはり長隆のことは片言も触れられていない有様である。

然るに昭和三十六年に『豊中市史』の史料編が刊行されるに至り、全く別系統の方向から茨木氏のことが注目されるようになった。この史料は春日社領垂水西牧の在地荘官である今西家に伝来する「今西春定文書」^⑧であり、中世後期の龐大な検注帳が残存することから、応仁乱後細川政元の討伐により没落したとされていた茨木氏^⑨が、実は春日社領の給人として戦国期に於ても在地に大きな勢力を有していたことが明らかとなったのである。即ち島田次郎氏らの大著『日本中世村落史の研究』（吉川弘文館刊昭和41）に於て摂津国人茨木氏が取上げられ、永正頃に春日社領の年貢肩代り代納や質地入手により強固な中世的領主春日社から自立化をはかり畿内の典型的小領主として成長をとげていったとされ、『豊中市史』の本文編に於てもこのことが言及されている。^⑩然しながら『村落史』や『豊中市史』では大永以後京都で活動す

る茨木氏のことは全く顧慮されておらず、島田氏によると「茨木氏らの小領主は、やがて池田氏の下で給人として隸属化」したと述べられている。ところが「今西春定文書」によると茨木長隆は天文元年に池田久宗に対し被官押領の停止を命じており、隸属化どころが摂津国衆に号令を下す立場にあったのである。

南都雜掌申撰州下郡桜井郷政所職事、芝原藤右衛門尉押領云々、太不可然、所詮為寺門次第上者早可被退彼競望、不可有遲意由候也、仍執達如件

天文九

十月六日

(茨木)

長隆(花押)

池田筑後守殿

かかる武將を享禄天文期の畿内政治史上に設定することによって、堺頭本寺に於る三好元長敗死、山科本願寺焼打、天文法華一揆等一見脈絡のない事件が初めて系統的に理解される。即ちこれらの戦いで最大の利益を得た者は山城近郊に給地を有する晴元被官・摂津国衆であり、晴元政権は茨木長隆に於て摂津国衆の利害が貫徹していたのであって、一向法華両門徒の動きを単に宗教上の理由のみから把握することは不充分であると考えられる。かくて若年の細川晴元の背後で西岡衆を被官化し、法華宗徒や木沢長政の軍を操った人物は茨木長隆であったと推測されるのである。

① 『御湯殿上日記』明応二年四月廿三日条、同廿四日、廿六日条、『後法興院政家記』(統大成) 同月廿二日、廿三日条ほか、以下本稿で使う史料の略称は次の通り。集覧(改訂史籍集覧)、群書(群書類従)、統群(統群書類従)、大成(史料大成)、統大成(統史料大成)、纂集(史料纂集)、石山(石山本願寺日記)、百合(東寺百合文書)、大徳(大日本古文書大徳寺文書)、京影(京都大学国史研究室所蔵影写本)、東影(東京大学所蔵影写本)、関写(内閣文庫所蔵写本)、宮写(宮内庁所蔵写本)、市写(京都市史編纂所所蔵写真本)

② 『蔭涼軒日録』同年閏四月廿六日条ほか

③ 『大乘院寺社雜事記』同年七月廿九日、八月三日、九月七日、九月

十一日各条、『蔭涼軒日録』同年九月十八日条、鈴木良一前掲各論文、川崎千鶴「室町幕府崩壊過程における山城国一揆」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』昭45所収) ほか。

④ 鈴木前掲「戦国の争乱」、永島福太郎『応仁の乱』(至文堂刊日本歴史新書昭42)

⑤ 『宣胤卿記』(大成) 永正四年六月廿四日条、『多聞院日記』同月廿三日条ほか。

⑥ 細川晴元が正式に管領職に補任された記録は見当らない。従って彼が従五位下・右京大夫に任ぜられた天文六年八月一日(『歴名土代』群書)を以て管領就任と見做すことも可能であるが、ここでは晴元が公

式に上京、幕府に出仕した天文五年九月二十四日（『岐助往年記』（集覽）同日条、『鹿苑日録』同月廿六日条、同廿八日条ほか）を以て一応の管領就任と見ておく。

⑦ 『鹿苑日録』同年六月廿四日条、『証如上人日記』（石山）同月廿七日条。

⑧ 朝尾直弘氏の御教示による。

⑨ 藤本久志「戦国の動乱」（講座日本史3所収）、佐々木銀弥「中世商品流通史の研究」昭47、藤井譲治「戦国時代の加地子得分」（赤松俊秀教授退官記念『国史論集』昭48所収）ほか。

⑩ 『言継卿記』同日条、『実隆公記』同日条、『御湯殿上日記』同日条、『二水記』同日条ほか。

⑪ 『言継卿記』同日条、『実隆公記』同日条、『二水記』同日条ほか。足利義維の血脈、地位等については前掲長江正一『三好長慶』p四一〜四四にかなり詳細な考証がある。

⑫ 『東寺文書』五常之部、なお五常之部の主要部分は昭和四十六年三月東寺より刊行された『東寺と武将』（林屋辰三郎・岡本良一両氏監修）に写真入りで紹介されており、この長隆奉書も収載されている。

⑬ 『百合』ニ、（京影）同文書ロ（案文）

⑭ 同右ロ。

⑮ 室町幕府奉行人奉書の末尾の様式は前期と後期とで若干の変化が認められる。即ち永享頃の奉書は「——由候也、仍執達如件」と「——所被仰下也。仍執達如件」とが相半ばして見られる（例えば『御前落居奉書』（東影）等参照）が、応仁文明以降はほぼ後者に統一され、永正以降は殆ど例外なく後者に一定する。

⑯ 「史料綜覧」巻九・十にはこの種の誤謬がまま見られる。使用に当り注意を要する。

⑰ この時期に晴元が芥川城に駐留していたことは例えば『言継卿記』

天文二年九月五日条等により明白である。従って黒川直則氏が『京都の歴史3』に於てこの時期の晴元がなお堺に駐留するかの如く書いておられる（同書p四九一）のは誤りである。このことは晴元政權の軍事的基盤の重点が、阿波国衆から摂津国衆に移ったこと（後述）と関連しており、単に位置の相違として片付けられぬ問題を含んでいる。なお後掲「大永天文期武将移動表」参照。

⑱ この時期の西岡地侍衆・山城国衆の動向はかなり複雑である。大永六年末に丹波柳本らに叛高国の火の手があり、武田・一色らの高国方諸軍が慌しく動員されるや、早くも権力の空白状態に乗じて「洛中洛外の半済、土民配当の由に候」（『実隆公記』大永七年二月十七日至廿日紙背文書所収転法輪三条実香書状）という流言が在京公家の間にひろまった。三条西家領塔森・御牧の郷民らは大永七年四月頃高国に従って近江に下向せんとしている（『実隆公記』同年四月廿七日条。一方山城国衆は四月廿八日石清水八幡宮に万灯を献じ神水集合を行った（同記同月廿九日条）。

塔森・石原の郷民は同年の六月に至るもお家に帰住していない（同記同月六日条）が、結局大永八年の夏頃までには西岡衆は悉く晴元方に帰参したものの如く、同年八月四日には最後まで抵抗していた鶏冠井某が柳本・薬師寺らに攻められ自殺している（同記同日条。かくて享祿三年より開始された摂津下郡に於る高国・晴元の決戦に御牧郷民ら山城国衆の多くは晴元方の摂津防陣に動員されることになった（同記享祿三年二月十三日条、同月廿一日条、同享祿四年三月廿九日条）。

⑲ 鈴木良一前掲「戦国の争乱」京都市編『京都の歴史3』ほか。

⑳ 『二水記』大永七年二月五日条、同月六日条、『実隆公記』同年二月七日条、『言継卿記紙背文書』天文元年正月十八日十九日要文書。

㉑ この時期の『重編応仁記』（集覽）「長享年後畿内兵乱記」（統群）等所謂群小戦記類の本格的な書誌学的研究は少い（『文学』三八巻八号

軍記物特集参照)。「細川両家記」については「元龜四年癸酉三月永日、春輝書之長老、生九十二歳」という奥書があり、成立年代は一応問題がない。(『群書類目』『国史文獻解説』では著者を比定していないが、『国書総目録』や前掲長江氏「三好長慶」では阿波の生島宗竹著とが証されている。)なお『足利季世記』『統応仁後記』(以上集覽)等を見れば内容は殆ど『両家記』と一致するので、これらは総て『両家記』を底本とする異本の類であろうと筆者は考える。

②③ 『大徳』二四一六号

②④ 同記享祿三年正月七日条、同正月十一日条。

②⑤ 同右享祿四年十二月廿一日条。

②⑥ 後掲「細川晴元管領代奉書編年目録」参照。

②⑦ 『勅修寺文書』(東影)大永八年七月廿八日付密乗院宛茨木長隆奉書、同文書享祿元年九月十三日付西林院宛長隆奉書、『百合』系享祿

元年十二月日付勅修寺塔頭雜掌連署書状、京都国立博物館所蔵『鹿王院文書』享祿元年閏九月十三日付鹿王院宛長隆奉書。

②⑧ 『大徳』五三二号、二二七六号(案)

②⑨ 『東寺文書』五常(前掲「東寺と武將」)

③⑩ 『百合』ウ(京影)

③⑪ 『二水記』享祿元年十二月三日条、同卅日条、『実隆公記』同月九日条、同十六日条、『大徳』二二〇六号。

③⑫ かかる元長の位置は当然守護代を想定せざるを得ない。次の史料は元長が山城守護代に擬せられていたことを示唆している。

山城下五郡守護代職之事、被仰付之間毎端如先々可致、其節異儀族在之者、迫而可加成敗也、仍福地又太郎為与力申合条於自然儀者可被合力、若被難決者可為曲事者也、仍而状如件

大永八

七月十一日 元長(花押)

東寺公文所雜掌中(阿波国文庫旧蔵「東寺文書」)〔京亨・廿五冊

本〕十七、『東寺文書』〔閏亨・三十冊本〕廿八

③⑬ 晴元書状に「猶——可申候」という形で出てくる使者は高島以下の又代官が多い。晴元書状に長隆の名が登場する唯一の例は管見の及ぶ限り『荻野家文書』(京亨)卯月十四日付のものであるが、そこでは明かに晴元腹心として派遣されており、単なる口上使者としてではない。

③⑭ 本稿第二章第二節、「添状の背景」参照。

③⑮ 『前田家所蔵文書』(尊経閣古文書集)所収「古蹟文徴」

③⑯ 同右。

③⑰ 『御状引付』(閏亨)所収天文十三年八月廿九日付某書状、『徳政雜々記』(閏亨)所収同年正月廿八日付某書状(佐藤・池内両氏共編『中世法制史料集巻二室町幕府法』昭32P三二五)、『親俊日記』(統大成)天文十一年三月六日条、『鹿苑日録』天文六年七月廿六日条。

③⑱ 上に掲げた二例のほか『蠅川家古文書』(閏原)第廿四集所収天文三年八月廿三日付室町幕府奉行入連署奉書(これは晴元が管領に就任する以前であるから宛名が「六郎殿代」となっている)、『言繼卿記』天文十三年十月九日条所収同年同月八日付室町幕府奉行入連署奉書。

③⑲ 同記天文六年正月九日条。

④⑰ 前註⑥参照。

④⑱ 『二水記』享祿四年八月廿二日条、『細川両家記』長江正一前掲書。

④⑲ 『細川両家記』『足利季世記』『統応仁後記』

④⑳ 事実この当時木沢長政が実力者であると見られていたことは『実隆公記』天文元年十一月廿二日条に

當時榊原氏(木沢左近大夫入道天野一荷・兩種進之、

とあることによっても伺える。

④㉑ 『百合』ひ(東影)

この年季は欠けているがこの時長隆が名主百姓中へ宛てた奉書(『東

寺百合文書』ひ）の年季は〇〇月廿八日とあり、又木沢は天文十一年に没しているからこの年代は享祿三・天文三各年のいずれかとなる。然るにこの関連史料として次の二通の文書がある。

近衛殿雑掌申城州下桂庄事、近日号半済木沢連乱云々、甚不可然、去年既御成敗之上者任当知行之旨退其妨年貢諸公事物等殿密可沙汰渡彼雑掌由所被仰出之状如件
天文四
十月廿六日

晴秀（花押）
貞兼（花押）

当所名主沙汰人中

（近衛家文書）京影）

久我家雑掌申城州久我上下并森分法久寺大藪樋爪同所々散在等事、近日及半済沙汰云々、太無謂、所詮従往古為守護使不入之地臨時課役檢断以下管領之上者退非分競望一円可被全領知之旨被成奉書畢、於自然之儀者宜被存知之由被仰出候也、仍執違如件
天文四
十月十八日

晴長（花押）
晴秀（花押）

（長政）
木沢左京亮殿（久我文書）東影）

ゆえにこの二通の史料によりさきの〇〇三は天文三年と判明する。『百合』ひ、なおこの関連文書としては同文書チ所収十月十七日付中路左介・原田神次郎宛木沢長政書状がある。

⑬ なお『大通寺文書』（京影）には天文九年に長政の一族に宛てた茨木の奉書がある。従って長隆の木沢に対する関係は天文十一年に於る長政の敗死直前まで基本的には変化なかりしものと考えられる。

⑭ 現在知られている京都町中に対する政治文書の古いもので且つよく引用されている史料は京都博物館所蔵『上京文書』所収の天文十年十二月十三日付室町幕府奉行入連署奉書および同十五年十一月十八日付

室町幕府奉行入連署奉禁制である（『公同沿革史』昭19上・瀬田勝哉「近世都市成立史序説」〔『日本社会経済史研究』中世編所収〕等）。本稿第二章第二節イ参照 この奉書が個別町組へ発給された政治文書の初見と考えられるが、「町中・町人中」という宛名こそ使用していないものの実質的に町中へ出された更に古い支配文書が存在する。それは『日野家領文書写』（宮写）所収の次の室町幕府奉行入連署奉書である。

日野殿雑掌申家領四条町十二町并六角町八町屋地内小舎人雑色等事、雖号免除之以前被棄破之上者如先々於地子銭者殿密可致其沙汰、若至難波輩者可有異御成敗之由所被仰出之状如件
大永五
六月十五日

（飯尾）
長俊在判
貞連在判

当地上衆中

これが現在のところ広義の「町衆」宛支配文書の一応の初見と考えられる。

⑮ 同記同年四月廿九日条、奥野高広「戦国時代における皇居の研究」（国史学一〇号所収）、秋山国三「禁裏六町組の沿革」（『公同沿革史』上巻）等参照、なおこの奉書と同日付で内藤国貞にも長隆の奉書が発給されており、丹波守護代も茨木の統制下にあったことが知られる。

⑯ 「中世後期声聞師の一形態——大徳寺如意庵僧俗中土御門四丁町の場合」（風俗六ノ四）、「室町期京都における土地問題の一考察——上京土御門四丁町を素材として」（立命館文学二六七号）なお京都に於る茨木氏につき言及した論考は、現在までのところ同氏のこの二篇のみである。

⑰ 同書天文十四年七月廿四日条。

⑱ 同右天文十三年四月十一日条。

⑲ 同書第五章第一節「下剋上の政治」

⑤4 『大乘院寺社雜事記』文明十四年六月廿二日条、同記同年閏七月十二日条。

⑤5 同書P一四六～七所収「國人茨木氏の没落」

⑤6 同書第六章第二節「戦国期畿内領主制と近世村落の形成」(P四八二～六)

なお島田氏は茨木氏が細川京兆家の内者であることを示すのに『細川両家記』を引いておられるが、このことを示すはるかに良質の史料がある。即ち『満濟准后日記』永享六年二月廿五日条に「管領内者ライ木」とありこれが細川内者茨木氏の初見史料と考えられる。なお同

日記同年五月十三日条、六月九日条参照。

⑤7 同書P四八三。

⑤8 同市史第一編第二章第五節「戦国時代の豊中」(P三九二)。

⑤9 同氏編前掲書P四八六

⑥0 『豊中市史』史料編一、一三二号文書、

なお同市史ではこの「長隆」の姓や地位は明らかにされていない。

⑥1 関連文書として『春日神社文書』(春日神社社務所刊昭9)巻二所収十一月九日付茨木長隆書状参照。

(二) 管領代添状の成立

イ、茨木長隆奉書にみる添状の様式

天文元年八月の山科本願寺焼打後、洛中洛外の百姓中から堺の晴元に対して半済免除の申請が出され、それが長隆の奉書により拒否されたことは既に触れたが、農民達の愁訴・年貢未進による抵抗はなお続けられた。①これらの状況は、山科七郷を管領する内蔵頭言継が地下人緩怠停止を依頼して幕府の口入を望み内談衆大館尚氏へ宛てて出した書状、および尚氏の武家伝奏広橋兼秀宛書状等③によっても伺えるが、注目すべきことは農民達が地下に浪人を抱え置き、在地に環濠を開掘して抵抗している点である。④この状態は翌天文二年に入っても続き、同年秋にいたり百姓の難渋に手を焼いた山科家では幕府政所に対し年貢進済の下知を申請し、その結果次のような奉行人連署奉書が山科七郷の農民へ宛てて出されている。

山科内蔵頭兼掌申城州山科大宅郷地頭職同諸散在棚辻等事、去年雖被成御下知違乱之族号未休寄事於左右年貢令難洪云々、以外次第也、早如先々蔽密可沙汰渡彼雜掌之由所被仰出之状如件

天文貳

八月十五日

(爲尾)

堯連判

(松田)

晴秀判

当所名主沙汰人中^⑤

然るに山科七郷の農民達はなお幕府政所の奉書に容易に従わず、業を煮した山科言繼は雑掌の沢路隼人佐を細川晴元の居城摂津芥川に下向せしめ、^⑥ 茨木長隆の奉書を請うに至った。

山科内蔵頭家雑掌申禁裏御料所城州東庄大宅郷地頭職同散在地柳辻等事、被对公方御下知無相違処寄絆於左右年貢以下難渋云々、言語道断次第也、所詮退他妨蔽密可致其沙汰彼雑掌由状如件^{（附）}

天文貳

九月七日

（表本）
長隆判

当所名主百姓中

山科七郷名主沙汰人中^⑦

以上両通の奉書を比較してみると、内容はほぼ等しく宛所も同一であつてただ日付のみが二〇日余ずれているだけである。一方は室町幕府の政所から、他方は管領細川氏（所謂京兆家）の家宰から出されたものである。いうまでもなく室町幕府の奉行人連署奉書は、裁許或いは行政命令の目的で発給される権力の意志表示であり、それ自体完結した政治文書であつて、管領施行状や守護遵行状の如く下級機関の伝達を要するといった性格のものではない。^⑧ 沉んや別系統の管領代から全く同内容の奉書が追隨して発給されるということは、幕府盛期に於てはあり得ないことである（但し管領被官人の莊園押領等、管領が当事者となる場合に於ては別である）。このように管領代の奉書を必要としなければ幕府奉行奉書の効力が実現しないという状況は、一体如何なる事情から出てきたものであろうか。筆者はこの点にこそ、この時期の権力支配の特徴が集中的に表現されていと考えているものである。

いま一つ、幕府奉行人連署奉書と同日付で管領代奉書が発給されるという極端な事例を紹介しよう。天文五年七月末、所謂天文法華の乱のあおりを受けて上京一帯が猛火に包まれ、革堂と共に浄土宗西山派の大刹誓願寺も炎上した。^⑨ 然るにこの時、かなり隔たる千本釈迦堂（大報恩寺）末寺の栢野閻魔堂（引接寺）の建立のための勧進所が誓願寺の近辺にあったた^⑩

めこの火災で類焼し、誓願寺門前一带は広範圉に焼野となったものと思われる。しかし焼けた勧進所などは所謂勧進聖（乞食同様の賤民視された人達であろう）の詰所のようなもので小規模であったから、すぐに復興され、誓願寺の堂舎再興が進まぬうちに門前に勧進所を中心とする聖たちの在家が建ちはじめた。この地に下地進止権を有する勧修寺家ではこのことを忌み嫌ひ、天文六年八月、誓願寺衆僧へ宛てて門前寺庵在家等の建立を一切停止する御教書を発給した。^⑪これが紛争の発端となり、引接寺再興を急ぐ大報恩寺が恐らく幕府へ訴え出たのであろう。天文八年にいたり十一月三日と十二月十五日の両度にわたり勧進所の再建許可奉書が大報恩寺に宛てて出されている。しかし勧修寺家及び誓願寺側の在家徹廃要求も執拗であつて、同年十二月一日に一旦引接寺再建延引が決定し、^⑫十二月二十四日には最終的な結論として、小川川上の諸勧進所並びに在家再興の儀を一切停止するという室町幕府奉行人連署奉書および管領代茨木長隆の添状が発給された。

誓願寺雜掌申当寺門前小河々上事、勧修寺家相談之進止云々、然上者千本閭廡堂外諸勧進所等再興儀堅被停止之訖、可存知之由所被

仰出之状如件

天文八

十二月廿四日

(飯尾)

貞広 (花押)

(松田)

頼康 (花押)

小河一町中

誓願寺雜掌申当寺門前小河々上事、勧修寺家相談進止云々、然上者千本閭廡堂外諸勧進所并在家再興儀任公方御下知旨堅被停止之上

者宜致存知由候也、仍執達如件

天文八

十二月廿四日

(茨木)

長隆 (花押)

小河一町中^⑬

この両通も既出山科七郷年貢未進関係の二種の奉書と全く軌を一にしていることは明瞭であるが、この形式になると両種の様式の差異は一層判然とする。かりに幕府奉行人連署奉書をA、管領代奉書をB、とおくと、

A II（ ）所被仰出也、仍執達如件

B II（ ）任公方御下知旨（ ）由候也、仍執達如件

というように公式化しうる。即ちBに於て「公方御下知」というのはAのことを指すのであり、Aの発給を前提としながらもBの文書形式がはっきり制度化し、自己の存在意義を主張していることは明かである。

ここで想起されるのは幕府盛期に於る守護の遵行状と守護代の打渡状との関係である。それは所謂下級機関が上意を奉行する「遵行体制」であり、幕府奉書と管領代奉書との関係もこの点に於て理解しようという考え方も成立するであろう。現に山科言繼はさきの天文二年九月七日付茨木長隆奉書を指して「細川六郎遵行到」^(増元)と記している。然し守護の遵行状はあくまで下級機関である守護代へのみ宛てられるものであって、室町幕府奉行人連署奉書の如く相論の当事者へ直接発給されるものではない。

このB形式の文書の適切な呼称は従来の古文書学では管見に触れないが、筆者はかりに「管領代添状」と呼ぶことにしている。天文期の京都支配はこの管領代添状が制度化した点に著しい特徴を認めることができる。

口、添状の背景

次にこの添状の発給事情を考えてみよう。事例として先にも若干触れた相国寺塔頭鹿苑院と大心院との間に起った天文五年の借錢相論を取上げる。大永二年に鹿苑院は大心院より東班衆連判の上一八貫文の祠堂銭を借入れたが、その返済に手間どっている間に大永六年に徳政が行われ、鹿苑院では先の借入金は徳政の対象になったとして債務破棄を主張したのであった。然るに祠堂銭は嘉吉元年の徳政令以来債務破棄の適用を受けないことになっている。大心院側はこの点をタテに取って鹿苑院の債務不履行を攻撃したのであった。これに対し鹿苑院側の主張は「鹿苑日録」所収の梅叔法霖の幕府奉行人宛書状に明かである。即ち大心院から借入れた祠堂銭は大心院の祠堂帳に記載されていなかったものであり、これは嘉吉徳政令以来定める幕府法に於ては徳政免除の適用を受けられぬところである。従って鹿苑院が借用した一八貫文は徳政

令の対象となり債務破棄が公認されるというのが鹿苑院の言い分である。なおこの論法により鹿苑院は、大心院が債務の抵当として差押えた鹿苑院領穀倉院の年貢の返還をも請求した。これを受けて幕府では即日以下の如き二通の奉書を下している。

鹿苑院雜掌申大心院与相論借錢事、号祠堂錢去年被申子細之条被遂糺明淵底無其理之間被成御下知於鹿苑院訖、然当年又違乱云々、言語道断之次第也、所詮重而被成奉書之上者年貢諸公事納所如先々可沙汰渡鹿苑院^(一ノイ)へ雜掌、若雖為時分於他納者可為二重成由所被仰出之状如件

天文五

十月廿三日

(諏訪) 晴長

(松田) 晴秀

穀倉院

当所名主沙汰人中

大心院与鹿苑院相論借錢事、号祠堂錢被申子細之条去年被遂糺明淵底之処至大心院^(若カ)は不致祠堂帳上剩被相押院領之間被成御下知於鹿

苑院落居之訖、然当年又違乱云々、以外次第也、可去渡鹿苑院雜掌之旨堅可被加下知之由被仰出也^(候脱カ)、仍執達如件

天文五

十月廿三日

晴長判

晴秀判

右京兆代^②

ここで幕府は鹿苑院側の主張を全面的に認め、一旦大心院側が差押えた穀倉院の名主百姓に年貢の返還を命ずる一方、同日付で「右京兆代」に対し下知状を出すよう要請している。即ち幕府政所では当事者へ裁許を下す一方、同時に管領代へ宛てて下知状の発給を促しているのである。然るにその要請は室町幕府政所の意志より出づるというよりも、賄賂を以て政所と管領へ圧力をかけた鹿苑院側の働きかけによるものであることが同日録の記述によって推定される。日録の筆者

梅叔法霖は先の幕府奉行人連署奉書を受取ったあと次のように記している。

諏訪神左衛門尉方へ御下知札巻繕、以出官遣之、二百文奏者高畠与十郎方へ遣状此旨申也、同奏者真壁左衛門尉方へ遣之、當下知、
木伊賀守へ披露事申也、（略長）
（傍筆者）

つまり鹿苑院側は高畠・真壁という二名の管領下級被官に依頼して管領代長隆の添状を出すように要請したのである。
さきの山科家雑掌の芥川城下向といい、この鹿苑院東班衆の根回しといい、管領代添状が荘園領主（権門）側の要請により
正当化されていたことは疑いないと考えられる。因みに天文八年十二月廿四日付の小河一町中宛幕府奉書および長隆添状
は、京都の個別町組に対して権力者側の発給した政治文書の、管見の及ぶ限りでの初見史料である。かかる管領代添状が
幕府奉行人連署奉書と併肩して効力を主張し、奉行人奉書の実効を補完する体制を見るに至ったことは、室町幕府権力の
解体に拍車をかける一大画期といってもよいであろう。

ハ、飯尾元運・飯尾為清

では、この筆者の所謂「管領代添状」の発給者は晴元被官人中、果して茨木長隆のみであったのだろうか。この時期の
幕府奉行人奉書および晴元被官人下知状を詳細に点検していくうちに、長隆以外に管領代相当の人物が二名存在すること
が判明したのである。即ち「大徳寺文書」に

白蒙寺領城州一乗寺内隨願寺名田畠山林等所々散在事、三淵掃部頭晴員与太田備前入道相論之条対佐々木彈正小弼被仰之被札決、晴
員理運之趣任執申旨（細川晴元）右京兆御請在之、然御代々御祈願所段証跡分明通佐小弼意見晴員同心之間被還付寺家訖、如元被全領知可被抽御
祈禱之由所被仰下也、仍執達如件
（飯尾貞成） 散位在判

天文六年七月五日

（松田頼康）
豊前守在判

当寺雑掌²⁴

当寺領城州一乗寺内随願寺名田畠山林并所々散在等事、三淵掃部頭晴員与太田備前入道相論条对佐々木霜台被仰之法住院殿様并大心(足利義隆)
院殿以来被糾決知行之有無晴員理運云々、雖然 御代々御祈願所証跡殿重上者霜台依意見晴員同心之条如先被還付旨被成 公方御下

知訖、弥可被全寺務之由候也、仍執達如件

天文六

七月五日

元運在判

白豪寺雜掌^⑤

前者が幕府奉行人の奉書であることは一見して明かであるが後者の「元運」が問題なのである。「大徳寺文書」の他の部分に於ける元運の奉書正文より花押を抽出し、「淨福寺文書」(東影)所収の天文六年五月廿日付禁制、および「龍安寺文書」(京影)所収天文十五年九月十五日付禁制と比較すると、全く同一の署判であることからこの元運は「上野介三善朝臣」なる受領名の人物と判明する。当時三善姓を称するのは飯尾氏であるから元運は飯尾上野介に他ならない。飯尾上野介の古記録に於る初見は「鹿苑日録」の天文六年七月廿六日条で、政所奉行人諏訪晴長筆書状の宛先が茨木長隆と飯尾元運の連名になっていることから、元運は細川の被官でしかも長隆と同格に位置する人物と推測される。これが同日録の天文七年五月十六日条には「右京兆奉行飯尾上野」と出てくるから、晴元の内衆であることが一層はつきりする。このように元運が政所寄人の家系である飯尾姓であることから従来幕府奉行人と混同されてきたのである。例えば「大日本古文書東寺文書之一」や「教王護国寺文書巻九」^④「史料綜覧」^①『角川日本史辞典』^②等はすべて元運を幕府奉行人としているし、最近東寺文書を写真で紹介された『東寺と武将』に於ても同様に扱っており、ただ『中世法制史料集Ⅱ』のみが元運を細川晴元の奉行人としている。上記誓願寺文書A・Bと比較すれば判明するとおり元運は幕府政所系統の寄人ではなく、管領の被官であることはいうまでもない。

いま一人は京都大学国史研究室所蔵「松尾月説社文書」に

松尾月説社宮千代申当社福宜田沽却分所々散在屋地子並塩稻段別五把宛等事、任当知行之旨度々被成御下知之処難決云々、以外次第

也、所詮如先々嚴密可沙汰渡宮千代、若猶為同篇者可有御成敗之由所被仰出之狀如件

天文十二

八月五日

(飯尾)
光種 (花押)

(飯尾)
盛就 (花押)

当所名主百姓中

松室宮千代申松尾社月読禰宜田所々散在並松室里内屋地子等事、帶數通御下知当知行処寄事於左右難波族在之云々、言語道斷次第也、

所詮任 公方御下知早年貢諸公事物等如先々可致沙汰彼代由狀如件

天文十二

十月六日

為清 (花押)

当所名主百姓中

この両通は、前者に於て「以外次第也」が後者では「言語道斷次第也」と変るなど若干の語句変化はみられるものの、筆者が前に区分したA・Bに相当することは瞭然であろう。後者の奉者「為清」の花押は、「新善光寺文書」(東影)所収天文八年十月廿六日付禁制の奉者「兵部丞三善」および「離宮八幡宮文書」(市亨)所収天文十年十一月十三日付禁制の奉者「兵部丞三善」と全く同一であり、さきに元運の受領名を割出した方法と同様に為清は飯尾兵部丞と判明する。このことは天文九年九月以前に発信された「大館常興日記紙背文書」(統大成)所収富森某宛書狀の筆者が「飯尾兵部丞為清」となっていることから確認される。

この飯尾為清に至っては「中世法制史料集Ⅱ」も幕府奉行人と見做しておられるようであるが、既に再三考察してきた通り政所奉行人ではあり得ない。日記類上に於る為清の初見もやはり「鹿苑日録」で、元運よりやや早く天文六年二月十三日条に登場するが、細川管領の内者と判明するのは同年十月六日条の「自右京兆飯尾兵部為使来」という記述である。その後は元運と同様に「親俊日記」「大館常興日記」「統大成」「言繼卿記」等に晴元被官としてしばしば姿を現わす。かくて晴元の下で京都代官(「管領代」として活躍していたのは、茨木長隆・飯尾元運・飯尾為清の三人であったというこ

となり、山城郡代高島長信や高島長直等はさらに長隆らの配下であったと考えられる。従って『読史総覧』をはじめ奉行人表に於て元運・為清を収載しているのはすべて誤りである。

以上三人による管領代奉書は筆者の蒐集したところでは現在長隆が一一〇点余、元運・為清は各約八〇点に達しており、東寺関係文書のみで見ると同期の幕府奉行人奉書の数を凌駕している。^⑤ その幕府政所奉書にしてからが、一部は「管領代添状」によって支えられている状況であるから、この時期に於て室町幕府奉行人連署奉書なるものは殆ど有名無実化したといってもよいであろう。

二、管領代添状の発生過程

いうまでもなくかかる管領代添状は晴元政権下になって初めて出現したという訳ではない。管領代奉書、同添状の発生事情を検討するにはどうしても応仁乱前後の武家下知状を詳細に調査する必要があるが、本稿では時間的余裕のないこともあってそこまで精査し得なかったのは遺憾であるが、ここでは極く概略と見通しを述べるに止めたい。まず管領代（管領奉行人というも差支えない）^⑥の初期の人物として飯尾家兼を挙げることができる（初見と断定し得ないのは残念であるがただ応仁期には勝元の年寄衆の連署奉書が存在しており、^⑦管領被官の単署奉書の出現は政元期に入る。従って政元政権下に管領代制が成立した可能性が強いと一応しておく）。管見の範囲では家兼奉書は今のところ文明三年の大徳寺文書を初見とし、勝元が管領を退任する文明五年頃から久我文書等に散見するようになる。家兼奉書のうち管領代添状の様式を備えたものとして最も年季の古い史料は

御料所丹波国桐野河内村内寺社以下免除地并諸検断等事、任今月六日公方奉書之旨退違乱之族早可被沙汰付御代官之由候也、仍執達如件

文明九

九月十八日

（飯尾）

家兼有判

内藤備前守殿

御料所丹波国桐野牧河内村内寺社以下免除地并諸檢断等事、任今月十八日御奉書之旨退違乱之族早可被沙汰付御代官者也、仍状如件
文明九
九月十九日
（内巻）
元貞有朝

麻田民部丞殿^⑧

この両通の奉書および打渡状からいえることは次のとおりである。

②前者の家兼奉書に先行する九月六日付幕府奉行人連署奉書も現存しており（嵯川家古文書第三集、様式からしても既述B様式に全く一致することから管領代添状であることは確実である。

⑤この二点の史料により家兼は細川氏の守護代では全くあり得ず、その上に位置する政治的地位にいたことが確定する。^⑨

③家兼奉書の宛先内藤元貞はいうまでもなく丹波守護代であり且つ丹波は細川氏の領国であることから、当時通常のルートならば細川政元の守護遵行状が守護代元貞に出さるべきである。にも拘らず管領代家兼が遵行状にかわる添状を発給しているのは、細川政元（当時幼名六郎・聡明丸）が未元服のためであると想像される。この辺に管領代出現の事情の一つがひそんでいるように考えられる。

次いで細川政元の管領代として斎藤元右が登場する。^⑩

養徳院領摂津国住吉郡五箇庄内散在田地^{我孫子盛次郎男寄進分事}、先年為遵行地之處押妨未休云々、言語道断之次第也、不日退其妨可被沙汰付当院

雜掌之由候也、仍執達如件

文明十四

六月五日

（飯尾）

元連（花押）

（清貞秀）

常通（花押）

守護代^⑪

養徳院領摂津国住吉郡五ヶ庄内^{我孫子盛次郎右衛門尉寄進分事}先度御成敗之處有違乱族云々、太不可然、早退彼妨如元可被全寺家領知之由候也、仍執達如件

表2 室町幕府管領代一覧

管領代	管領	期間	拠
飯尾家兼 斎藤元綱 中沢秀船 斎藤貞兼 飯尾秀兼 飯尾元運 飯尾元隆 茨木長清 飯尾為興 松田守興 (三好長慶)	勝元・政元 細川政元 政元・高国 〃 〃 細川高国 澄元・晴元 細川晴元 晴元・昭元 細川氏綱 〃	文明 3～明応 8 文明10～文亀 3 延徳 3～享禄 4 明応 6～大永 6 明応 7～大永 6 永正12～大永 6 永正 8～天文21 大永 7～天文17 享禄元～永禄11 天文18～ 天文18～	小島文書、久我文書、北野社家日記ほか 大徳寺文書、古文書纂、政基公旅引付ほか 東寺百合文書、土佐文書、三浦周行氏所蔵文書ほか 久我文書、東寺百合文書、離宮八幡宮文書ほか 蜷川家古文書、大徳寺文書、久我文書ほか 摂津採銅所文書、三浦周行氏所蔵文書ほか 大徳寺文書、真乘院文書、離宮八幡宮文書

文明十四
十一月十八日

当院住持^③

(斎藤)
元右(花押)

これ以上の史料引用は割愛するが、要するに現在のところ細川政元の管領代は飯尾家兼・斎藤元右の両名と結論され、高国政権下に於ては飯尾秀兼・中沢秀綱・飯尾元兼・斎藤貞船の四名を挙げることができる。なお天文二十年までの管見による管領代を列挙すれば上表の如くなる。従ってこれらの人名を幕府奉行人としている説史総覧以下は急速に改訂を要する。

次に、かかる管領代添状出現の背景とその意義を考えてみたい。既に初章に於て応仁文明以降侍所所司代の活動が停滞し、荘園領主の門前検断もまた形骸化しつつあったことを見たが、幕府全体を眺めた場合さらに重要なことは細川政元政権の時期に管領の幕府内に於る地位が相対的に強大化したことである。

將軍に対する管領の実権的優位が決定的なものになったことは、明応二年の政変に於て政元が將軍の廢立を敢行したことに端的にあらわれている。かかる事態は応仁以前に於ては夢想だにされなかったことである。ここで、管領職強大化の実例を六角征伐下の近江に於て見ることにする。

養徳院領近江国犬上郡西今村買得地譜入免并寺庵等^{河村}跡事、早可被沙汰居当院雜掌之

由被仰出候也、仍執達如件

延徳三

九月十六日

(飯尾元運)

宗勝在判

(松田)

数秀在判

（元家）
安富筑後守殿^④

養徳院領江州大上郡西今村買得地諸入免并寺庵等跡^{河村事}、任去月十六日御下知之旨早可被沙汰居当院雜掌候也、仍状如件

延徳三
十月五日
（安富）
元家（花押）

上坂五郎右兵衛尉殿^⑤

この時期近江に於ては幕府公認の守護が存在せず、従つて守護代に擬せられた政元被官安富元家^④が幕府奉行人連署奉書を遵行する形で打渡状を発給しているのである。しかもかかる事態は近江一国の例外にとどまらず、やがて摂津・丹波等細川氏の領国で見られるようになる。この傾向が普遍化すると当然管領の施行状や守護遵行状なるものが不要とみなされるようになることが予想されるであらう。事実、戦国期天文年間に限つていえば、細川晴元の施行状ないし遵行状、また晴元自署の幕府御教書は一通も存在しない。

このように明応・永正の交に於る細川両家の分裂にも拘らず、管領職ならびに管領代職の権限は衰えることなく、却つて侍所司代や地方頭人の権限をも吸収し、一種の「管領府」ともいうべきものが幕府政所と別個に形成されるに至る。即ち文明年間以降、政所奉行人連署奉書の宛先に「守護代」の呼称が消え「右京兆代」にとつてかわるのはこの一表徴とみられ、細川京兆家の被官奉書が幕府内で一層公的性格を帯びるようになるのである。しかしこれが体制として定着し、管領代奉書および添状が激増するのは遙か下つて晴元政権下の大永・享禄の交以後のことであり、この制度は後にみる如く三好政権下から織田信長入京直前まで存続することが確認される。次に掲げるのは管領代添状の、現在のところ史上最後の例と考えられる史料である。

阿弥陀寺事、依為無縁所於境内或立置墓或檀那之輩土葬等儀為結縁令執行之云々、所詮度々奉書旨弥不可有相違之由所仰下也、^{（被脱之）}仍執達如件

永禄十年九月廿七日
（松田勝弘）
丹後守（花押）

(中京光俊)
備前守 (花押)

当寺住持

阿弥陀寺事、依為無縁所於境内或立置墓或檀那之輩土葬等儀為結縁令執行之云々、所詮任 公方御下知旨弥不可有相違之由候也、仍執達如件

永祿十一

六月二日

(飯尾)
為清 (花押)

当寺住持^⑩

① 『経厚法印日記』天文元年十一月廿四日条

② 『言繼卿記』天文元年十一月四日条

③ 同右、同年十一月十一日条

④ 同右、同年同月十二日付女房奉書、清水三男「室町時代の郷民」(同

氏著『日本中世の村落』昭17所収) 参照。

⑤ 『言繼卿記』天文二年八月三十日条

⑥ 同右、同年九月五日条、前注⑬参照。

⑦ 同右、同年九月八日条

⑧ 伊知地鉄男『日本古文書学提要』昭41上巻P四九七。なお室町幕府奉行入連署奉書の発給事務手続については桑山浩然「中期における室町幕府政所の構成と機能」(前掲『日本社会経済史研究』中世編所収) 参照。

⑨ 『御湯殿上日記』天文五年七月廿八日条。

⑩ 『大報恩寺文書』(東影) 所収天文八年十一月三日付室町幕府奉行入連署奉書。

⑪ 『誓願寺文書』(市亨) 所収天文六年八月十日付勸修寺尚願御教書。
(勸修寺尚願)
(花押)

御敷地之内小川誓願寺之前川之上之事、如元可被相立置在家之由候

之處、迷惑之由御佗言被申川之上御進退之儀不可紛之旨為衆僧中以一筆被申之間、然者於誓願寺前者寺庵在家之儀永不可被相立置之由候也、仍狀如件

天文六年八月十日 勸修寺家雜掌(井家)
老家(花押)

⑫ 前註⑩参照。

当寺末寺柏野閭麗堂上京小河勸進所事、帶御下知当知行之處去天文五年焼失以来退転云々、然今度可有再興之段弥不可有相違之由所被仰下也。仍執達如件

天文八年十一月三日 松田盛秀
对馬守 (花押)
前河内守 (花押)

大報恩寺雜掌

⑬ 『大報恩寺文書』所収天文八年十二月十五日付室町幕府奉行入連署奉書案。

当寺末寺柏野閭麗堂上京小河々上勸進所事任去十一月三日御下知之旨退違乱族令再興可被專造營之由仰下也、仍執達如件
(進退)
(發取)
(發取)
天文八年十二月十五日 对馬守在判
前河内守在判

大報恩寺雜掌

- ⑭ 『誓願寺文書』所収同日付室町幕府奉行人連署奉書

誓願寺雜掌申小河々上閤廳堂事、先度雖被成御下知可被遂紀明之間
建立彼堂之段先可被延引之由被仰出候也、仍執達如件
天文八
十二月一日
（飯尾）貞広（花押）
（飯尾）光種（花押）

大報恩寺

- ⑮ 以上二通、『誓願寺文書』所収、なおそれぞれ同日付で同内容の奉書が誓願寺雜掌へ宛てて下されている。この史料に關しては下坂守氏の御教示に預るところが多い。

- ⑯ 『言繼卿記』天文二年九月八日条。

- ⑰ 『賦引付』（閣写）所収天文三年十一月日付大心院雜掌申状

- ⑱ 桑山浩然「室町時代の徳政——徳政令と幕府財政——」（稲垣・永原編『中世の社会と経済』所収）

- ⑲ 前註⑬

- ⑳ 『鹿苑日録』天文五年十月廿三日条。

- ㉑ 小葉田淳「中世に於ける祠堂錢について——社寺の経済組織の研究——」（『歴史と地理』二九卷一号所収）、宝月圭吾「中世の祠堂錢について」（『志茂樹博士喜寿記念論集』46所収）

- ㉒ 以上二通、『鹿苑日録』天文五年十月廿三日条所収。

- ㉓ 高島長信が管領晴元被官であることは既出『経厚法印日記』天文元年十一月廿四日条、『証如上人書札案』（石山）所収天文六年七月五日付光教書状等参照。真壁左衛門尉については『親俊日記』天文十一年三月六日条参照。

- ㉔ 『大徳』九三三号（一）。

- ㉕ 同右、九三三号（二）。

- ㉖ 例えば同右二一九四号（十）。

- ㉗ このことは『阿弥陀寺文書』（東影）に同一の花押で天文廿四年八月廿九日付「飯尾上野介元運」の書状が存在することにより確認される。

- ㉘ なお『本満寺文書』（京影）に次の如き晴元の書状がある。

就大坂成敗儀今度長々在陣云苦勞云武功殊被抽粉骨条快然不斜候、
仍開陣事先以珍重候、猶飯尾次郎左衛門尉可申候、恐々謹言
（天文二年）
六月廿八日
（細川晴元）六郎（花押）
本満寺

- この飯尾次郎左衛門尉が元運であることは『百合』二（京影）に、さきの「元運」と同一の花押で「飯尾次郎左衛門尉元運」と署名した書状があることから明白である。従って飯尾元運が遅くとも天文二年頃より晴元の内者であったことは動かない。

- ㉙ 『百合』い、八七号・八八号・九九号・一〇〇号。

- ㉚ 同文書二四四〇号。

- ㉛ 卷十、天文十三年六月廿三日条。

- ㉜ 付録、室町幕府諸職表。なお『説史総覧』も同様。

- ㉝ 同史料集P三三三。

- ㉞ ただし元運と為清は政所寄人の家系出身者と推測される（例えば『東福寺藏文書』宮写には為清を飯尾為規の子としている）ように、主として実務吏僚として活動していたものと考えられ、これに対し長隆は軍事的実力を背景とする摂津国衆として、事実上晴元政權を動かしていたものと思われる。

- ㉟ 晴元政權期に於る東寺関係管領代奉書は長隆二二点、元運一二点、為清六点の計四〇点、これに対し同期間の室町幕府奉行人連署奉書の点数は管見の及ぶ限りでは三五通前後とまりである。

(660)

38 (660)

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
5		4										3					
10	10	9			9				4			正		11		10	
16	7	6		28	22			28	27			28	14	2		28	
渡辺源兵衛尉	東寺雑掌	山城上野庄 名主百姓中	山城西岡所々 名主百姓中	河内寺麓代 木沢長政	山城安井保 名主百姓中	丸・正親町・島 一条・伯部元繼	波々・伯部元繼	丹波寺隈代 内藤園貞	下田彦治郎	堺南北生念仏寺領 名主百姓中	香西与四郎	和泉 念仏寺	東寺雑掌	大仙院雑掌	大徳寺領所々 名主百姓中	大徳寺雑掌	山科七郷 名主沙汰人中
寺領并諸塔頭領洛中屋地等、臨 時課役免除	並ビニ年貢寺納ヲ命ズ	1916 917	1918 919	2005	大徳寺文書	真珠庵文書	幕府料所丹波胡麻、同野々口分 等ノ代官職ニ補任ス 禁裏環濠開掘違乱ヲ止ム	言繼卿記	文書	閣享丹波川勝家	幕府料所丹波胡麻、同野々口分 等ノ代官職ニ補任ス 禁裏環濠開掘違乱ヲ止ム	満ニ安堵シ木村違乱止ム 和泉堺南庄、并撰津堺北庄寺領 念仏寺文書	三寶院領六条等代官職、柳本虎 東寺百合文書	祠堂并修理料買得地、洛中屋地 大仙院文書	時課役免除	寺領并諸塔頭領洛中屋地等、臨 時課役免除	寺領并諸塔頭領洛中屋地等、臨 時課役免除
領ヲ停止シ、寺家ニ還付セシム	大仙院文書三〇四	大鶴跡田島屋地子等、本能寺ノ 違乱ヲ止メ、寺家ニ安堵ス	山城上野庄東寺領代官職ヲ押置 キ、年貢以下ヲ相拘ム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム	並ビニ年貢ヲ木沢ノ 代官ニ沙汰セシム
65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
		8			7						6						
14	10	9	26		7	2		3		19	27		12		13	21	17
丹波桐野河内	松崎内庭田 名主百姓中	大山崎	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中	松尾神社領所々 名主百姓中
幕府料所 損免申請ヲ却ケ、年 親俊日記	密乘院并赤沢民部大輔ノ押妨ヲ 止メ、年貢院納ヲ命ズ	軍勢乱妨以下禁制 違乱ヲ止メ、年貢以下ヲ撰徳院 ニ収納セシム	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ	並ビニ年貢以下ノ社納ヲ命ズ
08	1145	1149	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145	1145

81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	天文 年月日	年代	宛先	内 容	出 典	
12		10		4	12									11							
23	12	6		8	24					28	25		19	7	28	名主百姓中 多田院雑掌	宛先	内 容	出 典		
遍照心院雑掌	山城安井保 名主百姓中	池田久宗	山城安井等 領 名主百姓中	竜翔寺雑掌	小河一町中	賢願寺雑掌	深草 名主百姓中	沙汰人中	柳本孫七郎	真東院住持	南禅寺塔頭 真東院住持		丹波野秀忠	波多野秀忠	真乘院領深草 名主百姓中						
被官人、押領ヲ停止セシム	院領山城の中村郷ヲ安堵シ、木沢 大通寺文書		並ビニ年貢以下ノ寺納ヲ命ズ	大永七年ニ破却セシ寺ヲ再興シ 寺領ヲ安堵ス	小川門前ニ於ル引接寺外諸勧進 所并在家ノ再興ヲ停止ス	並ビニ年貢以下ヲ寺納セシム				孫七郎ノ競望ヲ退ク	末寺深草榮松寺領ヲ安堵シ柳本 真乘院文書二	止シ参洛ヲ命ズ	百姓、損免ト号シ逃散スルヲ停 止シ参洛ヲ命ズ	山田宗椿ノ競望ヲ止ム	深草榮松庵分、柳本違乱ヲ止メ、 糺明落着マデ年貢ヲ相拘ム	貢皆納ヲ命ズ 撰津多田庄等元三棟別銭安堵 多田院文書補遺	宛先	内 容	出 典		
武家下知状等	六2109 2105	132	春日社領撰津桜井郷ニツキ、被今西春定文書	大徳寺文書 六2194 2195	大徳寺文書 X 28—9						真乘院文書二			親俊日記	真乘院文書二						
98	97	96	95	94	93	92	91	89	90	88	87	86	85	84	83	82	天文 年月日	年代	宛先	内 容	出 典
13			12				11								10						
7	20	3	2	29	15	9	8			11	6				4		本沢長政一族 木沢中務大夫 清涼寺十段上人 僧亮	宛先	内 容	出 典	
丹波守護	今村弥七カ	桐野河内 名主百姓中	丹波守護 波多野秀忠	丹波桐野河内 名主百姓中	小河町中	大徳寺塔頭 如意庵雑掌	土御門四丁 百姓中	名主百姓中	波多野秀忠	平井新左衛門尉	三好長盛	29 撰津越水城主	百姓中	土御門四丁 百姓中	小河七町 町人中	11 清涼寺十段上人					
幕領桐野河内ニ於ル荒木山城守 古蹟文徴六	滑谷口塩倉通路ナラビニ宿問職 古文書裏十二		幕領ノ年貢ヲ政所代蟻川氏ノ代 官ニ皆済セシム	幕領桐野河内ニ内検使ヲ下シ作 親俊日記	賢願寺北町寺家境内ヲ通ズル針 貫ノ撤去ヲ命ズ	庵領土御門四町々ヲ安堵シ、作 人唱問師ノ狼藉ヲ停止セシム			幕領桐野河内等ニ於ル被官荒木 ノ牛別銭課徴ヲ停止ス	幕領桐野河内等ニ於ル被官荒木 蟻川家古文書第	於ル反銭ヲ免除ス	妙観院領撰津下郡料所中郷等ニ	地子未進、巷所ノ隠田等ヲ停止	賢願寺境内ニオケル狼藉ヲ停止	北野経王堂修理ニツキ、大工職 ノ相論ヲ停止セシム	北野経王堂修理ニツキ、大工職 ノ相論ヲ停止セシム	宛先	内 容	出 典		
										3集											

二飯尾元運奉書

107	106	105	104	103	102	101	100	99
	8		7	2		12		
	26		24	21	18	17		
波多野秀忠 荒木山城守 名主百姓中	波多野秀忠 溝杭亀松丸 波多野秀忠	丹波守盛 波多野秀忠	丹波 桐野河内村	遍照心院雜掌	洛中 帶座中			
ノ違乱ヲ停止セシム	押領停止ノ上使ヲ差下シ、長夫・京上公事等ヲ沙汰セシム	座頭職ヲ亀屋五位女ニ安堵シ、中山某ノ競望ヲ卻ク	境内地并院領ニ於ル臨時課役ヲ免除ス	軍勢乱妨以下禁制	上記制札ノ遵行ヲ命ズ	撰津島下郡溝杭村内本領ヲ安堵	石清水文書所 収田中家文書	並ビ二年貢以下ノ沙汰ヲ命ズ
116	115	114	113	112	111	110	109	108
17	7		6	3	12		15	
10	28		23	3	20		10	11
20	亭子院珠榮喝食	龍翔寺旧跡境内	多田院雜掌	大山崎 門前	大徳寺同諸塔頭	下田左京亮	幕料ニオケル荒木ノ競望ヲ退ケ、年貢以下ノ進濟ヲ命ズ	丹波桐野河内村 名主百姓中
善兵衛ノ違乱ヲ卻ク	西九条有弘名等ヲ安堵シ、原田	軍勢乱妨以下禁制	城・撰・丹三ヶ國ノ関役ヲ免除シ、違乱ノ族ヲ卻ク	大徳寺文書 一三六	禁裏料所丹波山国庄代官職ニ補任シ、公用進上ヲ命ズ	丹波佐々江跡散在地ヲ新恩ノ地トシテ施行フ	閤亨丹波川勝家	古蹟文徴六
	大徳寺文書 六二七		多田院文書補遺	離宮八幡宮文書		文書		

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	年代	宛先	内容	出典
		12			10	10	9	8		10	12	11			10	享祿 年月日			
名主百姓中	徳隣庵領 名主百姓中	大覚寺領 名主百姓中	北小路大宮 名主百姓中	妙覚寺雜掌 名主百姓中	東寺内正覺院領 名主百姓中	山門使節中	松崎散在地 名主百姓中	遍照心院雜掌	賀茂社家中	北岩倉 名主百姓中	北岩倉 名主百姓中	賀茂社家中雜掌	賀茂社家中	東寺院家中	雲居庵 天竜寺塔頭				
並ビニ年貢ヲ代官 能勢ニ沙汰セシム	應領洛中屋地五ヶ所等安堵	寺領内三上井関跡ヲ關所トシ年貢ヲ上使ニ沙汰セシム	並ビニ地子錢以下ノ寺納ヲ命ズ	北小路大宮内地子錢ヲ安堵	東寺内正覺院領ヲ加成長綱ニ宛行フ	安堵	松崎等ヲ幕領トナシ上使ヲ差越シ、年貢沙汰ヲ命ズ	院領洛中境内地并散在地等ヲ安堵	細川高國殘党ノ徘徊ヲ禁シ、戦功ヲ勵マシム	細川高國殘党ノ徘徊ヲ禁シ、戦功ヲ勵マシム	細川高國殘党ノ徘徊ヲ禁シ、戦功ヲ勵マシム	大雲寺領ヲ重ネテ安堵シ、違乱ヲ却ク	賀茂別雷神社文書	東寺文書五常	天竜寺文書五				
44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	天文 年月日			
27 名主百姓中	21 名主百姓中	28 賀茂社氏人中	17 沙汰人被官中	28 名主百姓中	28 名主百姓中	22 福家五郎左衛門尉	19 西九条有私名 名主百姓中	12 賀茂社氏人中	1 南禅寺塔頭 真乘院住持	10		8	12	10	26 東寺雜掌				
西脇勘修寺家領	深草内	賀茂社氏人中	沙汰人被官中	深草	深草	福家五郎左衛門尉	西九条有私名 名主百姓中	賀茂社氏人中	南禅寺塔頭 真乘院住持	院領并末寺領深草郷内諸散在等安堵	並ビニ年貢以下寺納ヲ命ズ	公事錢寺納ヲ命ズ	上久世社公文拘本所分ヲ寺家ニ還付ス	上久世社公文拘本所分ヲ寺家ニ還付ス	東寺領上久世庄、当知行ニ任セ還付シ安堵				
別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス	別當寺社家壇方トシテ再ビ安堵シ、違乱ヲ停止ス				
西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ	西脇勘修寺家領ノ半済ヲ免除シ				
山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二	山科家古文書二				

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45
10	8				7			6		5					4	
12	閏6		12	9	3		9	7	5	閏10	12		11	8	7	
14	2		29	22	10		23	5	20	7	9		9	17	12	
社家中	賀茂別雷社	山城深草 名主百姓中	柳本孫七郎	摂津潮江庄新免 名主百姓中	丹波守蔵 波多野秀忠	序子院領 名主百姓中	亭子院雜掌	白毫寺雜掌	淨福寺	洛中洛外	北野社領西九条 名主百姓中	寺内探八	尉	寺内九郎右衛門	山城安井保 名主百姓中	大覚寺門跡雜掌
ス	東寺諸職ヲ寺家ニ安堵シ細川被官ノ緩怠ヲ禁制ス 別当寺社家惣方トシテ三度安堵	並ビニ年貢以下院納ヲ命ズ	南禅寺寺領深草ニオケル違乱ヲ停止セシム	違乱ヲ停止ス	清涼寺万部經会ニツキ、國中ニ推挙ヲ命ゼシム 寺領摂津津郷ニオケル柳本ノ違乱ヲ停止ス	並ビニ年貢以下ノ院納ヲ命ズ	近習衆五郎太郎ニ預ケン院領ヲ院ニ還付ス	寺家ニ還付ス	三淵某ニ預ケン寺領一乗寺等ヲ	軍勢乱妨以下禁制	法華宗集會徘徊、牛王推札、諸寺再興等禁制	社領ヲ密乗院ニ安堵シ、難波ノ族ヲ退ク	シ、皆済ヲ命ズ	真乗院并末領ノ押妨ヲ再ビ停止	福良某ニ預ケン七条地子銭等、納所ヲ禁制ス	門跡境内檢断等安堵
書	賀茂別雷神社文書 一八	東寺文書集一	真乗院文書二	泉涌寺文書	清涼寺文書		法金剛院文書	大徳寺文書 一〇三	淨福寺文書	本能寺文書乾	東寺百合文書 三	東寺百合文書 三	文書二	保坂潤治氏所蔵	大徳寺文書 六〇	井関文書上
77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	
		21	20	16	15				14	13		12	12	10	11	
		11	8	7	9			8	3			12	12		3	
12	4	2	12	27	15			13	16	20	11	28	16			
内	竜安寺并門前境	川勝左京亮	清涼寺并嵯峨上	清涼寺并寺田	竜安寺并門前境	地下中	地下中	地下中	波多野秀忠	丹波守蔵	五条坊門綾小路	福勝寺住持覚秀	天竜寺雜掌	革嶋新五郎	本能寺雜掌	
	軍勢乱妨以下禁制	丹波和知上下、他四ヶ所等ヲ宛行フ	上久世庄公文拘分ヲ安堵、年貢寺納ヲ命ズ	上久世庄	軍勢乱妨以下禁制			止ス	洛中洛外土倉等ノ酒麴売買ヲ停	妙蓮寺ノ境内拡張ヲ許可シ百姓等ニ下知セシム	並ビニ年貢以下寺納ヲ命ズ	五條坊門綾小路ヲ安堵シ、松阿弥ノ違乱ヲ卻ク	寺領所々ヲ安堵シ下河原殿非分ノ違乱ヲ停止ス	除ス	寺家領内寄宿、并臨時課役ヲ免	
	竜安寺文書	文書	清涼寺文書	清涼寺文書	竜安寺文書四				北野文書	妙蓮寺文書		天竜寺文書五	鹿王院文書七	革嶋文書	本能寺文書乾	

44 (666)

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
12	10	8		7	11	8	7	5			10			7	2	12	11
22	6	2			13	16	14	21			10			13	18	6	3
森左京大夫 賀茂社家	松尾月読社福宜田 名主百姓中	金蓮寺	鹿王院末勝光庵領 名主百姓中	菩提院	大山崎	妙蓮寺	多田院雜掌	磯城太秦内 名主百姓中	丹波六太寺五坊領 名主百姓中	西蔵坊 丹波六太寺	執行坊 丹波六太寺	北野社領内野大倉 入分百姓中	一宮修理亮	北野宮寺 一社中カ	東福寺雜掌	宮内少輔 松尾社務	松尾正福宜田 名主百姓中
社領押領ヲ卻ク	賀茂社預堂ヲ安堵シ、孝阿弥ノ 難波ノ族ヲ卻ク	軍勢乱妨以下禁制	並ビニ年貢以下ヲ執 守厚ニ沙汰セシム	鹿王院末寺ニ於ル河・晃兩首座 ノ競望ヲ卻ク	軍勢乱妨以下禁制	違内寄宿ヲ停止シ、波多野軍ノ 違乱ヲ止ム	國ノ催促ヲ止ム	嵯峨太秦内ヲ寺家ニ安堵、年貢ニ尊院文書 ノ院納ヲ命ズ	摂津多田庄等ノ段錢ヲ京濟トシ 國ノ催促ヲ止ム	北野法華堂分地子錢ヲ安堵シ進田中勘兵衛文書 藤ヨリ還付セシム	石黒ニ宛行フ	内野ヲ社家ニ安堵シ、代官職ヲ 壬生家雜文書	波多野被官某ノ東福寺梵鐘ヲ奪 東福寺藏文書	波多野被官某ノ東福寺梵鐘ヲ奪 東福寺藏文書	波多野被官某ノ東福寺梵鐘ヲ奪 東福寺藏文書	洛外西岡徳政ニヨリ松尾社祠官 ノ借物ヲ棄破ス	禰宜職田ヲ重ネテ安堵シ、原田 ノ押領ヲ卻ク
ほか	鳥居大路文書一	金蓮寺文書	松尾月読社文書	鹿王院文書六	離宮八幡宮文書	妙蓮寺文書	多田院文書二	二尊院文書	並ビニ年貢以下ヲ執 行代ニ沙汰セシム	六太寺文書	六太寺文書	壬生家雜文書	田中勘兵衛文書	東相受文書四	東相受文書四	東相受文書四	松尾神社文書二
71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
20	19					7				16	15	14				13	
8	7	3		8					7	6	9	8	9	9	8	5	
4	23	26		12	17				6	15	15	2	27	1	9	19	
百姓中	日野家領洛中所々	大難宮八幡宮境内 大山崎	久我家領 名主百姓中	久我家領 名主百姓中	久我家領 名主百姓中	久我家領 名主百姓中	上久世庄公文 名主百姓中	山崎西岡 上久世庄公文	東寺雜掌	下田左京亮	東寺并境内	本能寺雜掌	松尾月読社福宜田 名主百姓中	三寶院雜掌	洛中所々	圖書寮領余部 百姓中	賀茂社預堂領 名主百姓中
堵ス	家領洛中地子錢ヲ將軍乳母ニ安 堵ス	軍勢乱妨以下禁制	並ビニ年貢家納ヲ命ズ	家領春日某ノ家領違乱逐電ニツ キ跡職ヲ安堵	寺領所々散在田畠山林等、重ネ テ当知行安堵	並ビニ年貢寺納ヲ命ズ	並ビニ年貢寺納ヲ命ズ	並ビニ年貢寺納ヲ命ズ	一旦幕領トサレシ上久世庄公文 拘分ヲ還付安堵	丹波宇津備後守跡職等ヲ宛行フ 文書	軍勢乱妨以下禁制	本能寺ノ還任ヲ許可シ、旧領所 ニ安堵	福宜田屋地等ヲ重ネテ安堵シ鏡 望ヲ卻ク	幕領并奉公衆知行分ニツキ洛中 幕領并奉公衆知行分ニツキ洛中 幕領并奉公衆知行分ニツキ洛中	幕領并奉公衆知行分ニツキ洛中 幕領并奉公衆知行分ニツキ洛中	圖書寮領散在屋地ヲ安堵シ年貢 余部文書	賀茂別雷神社文 書ほか
	離宮八幡宮文書	東寺百合文書	十二	久我文書十一	廣隆寺文書				東寺文書五常	東寺并境内 閑守丹波川勝家 文書	東寺并境内 閑守丹波川勝家 文書	本能寺文書	松尾月読社文書	伊勢家書	後繼所収	余部文書	書ほか

年代	宛先	内容	出典
72 永禄 2 年月日	多田院雑掌	撰津多田庄ニオケル段銭ヲ京濟トナシ國ノ催促ヲ止ム	多田院文書二
73 9 3	上京中洛外	撰 銭 令	兼右卿記
74 7	松室中務大輔	松尾月読社領所々散在等、重テ安堵 兼右卿記	松尾月読社文書
75 13	上京中洛外	撰 銭 令	兼右卿記
76 10 7	上京中洛外 廣隆寺雜掌	寺領山城所々散在田畠山林等、三たび安堵	廣隆寺文書坤
77 永禄 9 7 年月日	廣隆寺衆僧中	早天時ノ粥田水流用ヲ許シ、馬場ニ植林ヲ命ズ	坤 例
78 11 6	松尾月読社編宣田名主百姓中	社領所々当知行、四たび安堵、軍勢乱妨以下禁制	松尾月読社文書
79 2 19	阿弥陀寺住持	無縁所ニツキ壇那土葬等結縁執	阿弥陀寺文書
80 9 23	松尾月読社領名主百姓中	行ヲ安堵ス	阿弥陀寺文書
81 9 23	松尾月読社領名主百姓中	社領所々、五たび安堵シ、原田松尾月読社文書ノ競望ヲ卻ク	松尾月読社文書

〔註〕 イタリック数字は「管領代添状」の様式をそなえている奉書。

ゴチック数字は「管領代添状」様式であり、且つ先行幕府奉行人連署奉書の現存するもの。

(1) 『東寺文書』五常丁亥八月十二日付三好元長遵行状、『百合』ひ十一月晦日付柳本賢治書状。

(2) (3) 『百合』享祿元年十二月十一日付西林院雅教・柳本榮賢連署書状、『勸修寺文書』享祿元年十月五日付三好元長遵行状。

(4) 上島有「東寺の庄園支配の衰退」(同氏著『京郊莊園村落の研究』所収)。

(5) (6) 『百合』フ(京影)天文四年十一月七日付宗淳書状。

(7) 『伊丹市史』第四章三「一向一揆と伊丹衆」。

(8) 『経厚法印日記』天文元年八月廿八日条、同十一月廿四日条。

(9) 本稿二、(一)註④⑤

(10) 『大仙院文書』(京影)八月六日付三好元長書状。

(11) 本史料(関等)は近世の写本であり、内容も検討すべきものがあるがここでは一応そのまま収載した。なお川勝氏については「北桑田郡誌」参照。

(12) 本稿二、(一)註④参照。

(13) 本稿二、(一)註④⑤参照。『山科家古文書』(東影)天文三年十一月廿七日付飯尾元運奉書。

(14) 『大仙院文書』天文丙申十一月十七日付木沢長政書状。

(15) 『長福寺文書』(市写)十月十九日付高島長信書状、同天文四年八月廿七日付室町幕府奉行人連署奉書。

(16) 『曼殊院文書』(東影)天文五年閏十月十日付室町幕府奉行人連署奉書、『証如上日記』天文五年閏十月六日条、同十一月十九日条。

(17) 『大徳』天文六年八月九日付高島長信書状、同九月三十日付高島長信折紙、同十月廿日付高島長信折紙。

(18) 一倉喜好「丹波桐野河内における室町幕府権力の失墜」(日本歴史二二三号所収)。なお一倉氏は元運・長隆らの管領代をことごとく幕府奉行人と誤認しておられるため随所に混乱をきたしている。

- (19) 『真乘院文書』（京影）天文七年十二月廿九日付飯尾元運奉書。
- (20) 『親後日記』天文八年十一月十日条、一倉喜好氏前掲論文。
- (21) 一倉氏前掲論文、『大館常興日記紙背文書』天文九年七月記裏書所収十一月廿五日付茨木長隆書狀。
- (22) 本稿二、(二)註⑩、⑪。（市亨の通し番号表示）
- (23) 『大徳』天文九年三月十一日付室町幕府奉行人連署奉書。
- (24) 本稿二、(一)註⑨、⑩。
- (25) 『大徳』十月十三日付波々伯部元継書狀。
- (26) 『大徳』二一六九号天文八年二月廿五日付室町幕府奉行人連署奉書、同文書天文十年三月廿八日付室町幕府奉行人連署奉書、同天文十年七月五日付室町幕府奉行人連署奉書、難波田徹氏前掲論文（本稿二、(一)、(二)）。
- (27) 一倉氏前掲論文。
- (28) 『大徳』天文十年七月五日付室町幕府奉行人連署奉書、以下これに関連する文書は多数に上るので大日本古文書の番号のみ掲げる。詳細は難波田氏前掲論文参照。一五六二号、一五六四号、一五六七号、一九四〇号、二二七一号、二二七六、八〇号。
- (29) 『誓願寺文書』天文十一年九月十日付室町幕府奉行人連署奉書、同天文十一年九月廿日付室町幕府奉行人連署奉書。
- (30) 一倉氏前掲論文。
- (31) 『賦引付』天文十一年十二月十三日付今村政次申状、同天文十二年五月十八日付今村政次申状、豊田武「京都における塩・塩合物の配給」（同氏『中世日本商業史の研究』昭27所収）。
- (32) 『御状引付』天文十三年八月廿七日付某書狀（茨木長隆宛）。
- (33) 『田中光治氏所蔵帶屋文書』（京影）天文十三年閏十一月十三日付室町幕府奉行人連署奉書、同日付政所執事伊勢貞孝並奉行人諏訪長俊連署奉書、脇田晴子「座頭職の売買」（『京都の歴史3』）第五章第二節所収。
- (34) 『大通寺文書』天文十三年七月廿四日付室町幕府奉行人連署奉書。
- (35) 『大館常興日記紙背文書』天文九年七月記裏書所収十一月五日付茨木長隆書狀。
- (36) 『前田家所蔵文書』所収「古蹟文徴」天文十四年九月廿日付室町幕府奉行人連署奉書。
- (37) 野田只夫編『丹波国山国莊史料』昭33解説参照。
- (38) 『大徳』天文十六年七月廿八日付茨木長隆書狀。
- (39) 『法金剛院文書』（市亨）巳亭子院分天文十七年九月十九日付室町幕府奉行人連署奉書。
- (40) 一倉氏前掲論文、一倉氏は元運を幕府奉行人と解しておられるようであるが、政所寄人が上司の執事に宛てて奉書を下すということは將軍の命による料所代官補任等特殊例（『嵯峨家古文書』三・廿四）のほかはあり得ない。
- (41) 『実相院文書』（東影）大永八年閏九月八日付足利義維奉行人連署奉書、同文書同年閏九月廿日付三好元長遵行狀。
- (42) 小野晃嗣「京都の近世都市化」（『社会経済史学』一〇卷七号所収）。

- 43 『実隆公記』大永八年五月十五日条、『尊経閣古文書纂』所収『大覚寺文書』享禄元年十一月廿一日付可竹軒周隆折紙。
 44 『蛭川家古文書』第二十四集三月十六日付柳本賢治書状、豊田武「四府駕輿丁座の研究」(史学雑誌四五編一号所収)、一倉氏前掲論文。
 45 前掲『東寺と武將』。
 46 『賀茂別雷神社文書』(京写)享禄二年十月廿一日付室町幕府奉行人連署奉書。
 47 『大徳』享禄四年七月十日付三雲長朝書状、同七月廿八日付三好元長書状、同八月十五日付塩田胤貞折紙。
 48 『大徳』享禄四年七月十日付足利義維奉行人連署奉書、同天文二年十一月六日付妙覚寺領証文目録、同十一月十一日付柳本甚次郎・高島長信連署書状、同十一月廿四日付塩田胤貞書状、同十一月廿四日付塩田胤貞折紙。
 49 『百合』口およびウ(京影)天文三年十月廿二日付茨木長隆奉書。
 50 『百合』い八月九日付高島長信書状、同文書ニ、八月十日付飯尾元運書状。
 51 『真乘院文書』天文元年十一月五日付室町幕府奉行人連署奉書。
 52 『法金剛院文書』亭子院法命寺分天文元年十月六日付室町幕府奉行人連署奉書。
 53 『真乘院文書』正月十七日付木沢長政書状。
 54 『大徳』十月七日付高島長信書状、同七月廿三日付飯尾元運書状。
 55 『百合』ニ、(京影)十二月廿一日付高島長直書状、同文書ニ、十二月廿四日付高島長信書状、同文書つ(東影)十二月廿四日付東寺年預室淳書状、同文書い十一月四日付高島長信書状。
 56 「中世法制史料集」卷二追加法四八三～四八五号。
 57 本稿二、(二)註②。
 58 『泉涌寺文書』(東影)十月廿五日付連盛折紙。
 59 『賦引付』天文十一年十月日付草島一宣申状、『草島文書』(京大享真本)天文十一年十月十八日付室町幕府奉行人連署奉書。
 60 『北野文書』(京影)天文十四年八月七日付室町幕府奉行人連署奉書、小野晃嗣「北野麴座に就きて」(国史学十号所収)、脇田晴子「室町幕府の商業政策」(同氏「日本中世商業発達史の研究」所収)。
 61 『実隆公記』大永八年五月十五日条、『二尊院文書』大永八年閏九月三日付足利義維奉行人連署奉書、同享禄元年十月七日付三好元長遵行状。
 62 『広隆寺文書』(東影)天文三年十月七日付室町幕府奉行人連署奉書、同文書天文三年十月九日付室町幕府奉行人連署奉書。
 63 『土佐文書』(京影)天文四年八月十一日付室町幕府奉行人連署奉書。
 64 『実相院文書』天文七年九月十七日付室町幕府奉行人連署奉書。
 65 『鹿苑日録』天文七年十一月十日条ほか。
 66 『二尊院文書』(東影)天文八年八月九日付細川晴元禁制。
 67 『伺事記録』(続大成)天文八年九月六日条、『大徳常興日記』天文八年九月六日条、『東福寺藏文書』(宮写)九月七日付茨木長隆書状。
 68 『大徳常興日記』天文九年二月十六日条。

69 『田中勘兵衛文書』（東影）天文九年六月廿六日付室町幕府奉行人連署奉書。

70 『官務家所領雑々文書』（寫写）七月六日付高島長信書狀。

71 前掲『松尾月詠社文書』天文十二年八月五日付室町幕府奉行人連署奉書。

72 『中世法制史料集』卷二參考資料二六五号。

73 『百合』ニ、七月六日付飯尾為清書狀、同文書そ天文十三年七月廿一日付某書狀、前掲「東寺と武將」。

74 『久我文書』十一天文十五年九月三十日付室町幕府奉行人連署奉書、同文書十一、十月十一日付斎藤春隆書狀。

75 『百合』ニ、三月廿六日付飯尾為清書狀。

76 『日野家領文書寫』天文二十年七月十日付室町幕府奉行人連署奉書。

77 『広隆寺文書』九月七日付飯尾為清書狀。

78 『阿弥陀寺文書』永禄十年九月廿七日付室町幕府奉行人連署奉書。

36 管領代と管領奉行人は同義であるといつてよいが、本稿でことさら筆者が「管領代」と呼んでいるのは次の事情による。

(一)長隆・元運・為清三名の奉書は直狀様式であり末尾が必ず「仍執達如件」又は「仍狀如件」で結ばれていること。同じ暗元板官でも又代官の高島長信らの奉書は「恐々謹言」で止める書狀様式であること。

(二)幕府奉行人奉書に於て、前記三名を宛てる場合「右京兆代」の宛名が使われていること。

(三)高島長信らの又代官もまた書狀形式ではあるが在地に対して支配文書を下しており、しかも連署の場合がみられること。これに対し前記三名は必ず單署であり連署は全くみられない。従つて筆者は高島以下の又代官を「管領奉行人」と称し上記三人と区別するのが適當であろうと考える。

37 大日本古文書『百合』を三二四号、三二五号。

38 以上二通『蟻川家古文書』第廿四集。

39 『北野社家日記』（寫集）明応元年十一月三日条により細川政元の管領代と確定する。

40 岡光夫「封建村落の研究」P一六。

41 『政基公旅引付』（圖書寮叢刊）文龜元年七月卅日条。

42 『大徳』一二三一号。

43 同右一八五〇号。

44 ここで茨木氏が幕府政所寄人の家系外から管領代に就任していることが改めて注目される。因みに茨木氏は高国時代に於ても京兆家内衆として在京していた『実隆公記』大永五年七月十九日条が、管領代に列したのは長隆が最初である。

45 筆者は三好長慶を細川氏綱の管領代と理解している。しかし厳密に言えば長慶の折紙は従前の管領代奉書の様式とは若干異っており、古文書の上からは長慶を管領代と見做すには異論も出ることと思われる。しかし後にも見る如く政治的地位、役割に於ては長慶は茨木長隆と全く同一の線にあったのである。

46 『大徳』一二三〇号。

47 同右二三五一号、なおこれと同じ関係を示す例は『南禅寺文書』（京影）延徳三年九月六日付室町幕府奉行人連署奉書、同九月十四日付安富元家打渡狀。

48 安富元家を管領代と見做すことも全く不可能ではないが、筆者は守

護代と見た方が妥当であろうと考える。それはこの事例に於て彼が全

〔天竜寺宝篋院文書〕京影〕こと等による。

く守護代の地位にあること〔前掲家兼・内藤元貞の關係とを比較されたい〕、また元家の文書様式は守護代打渡状のそれであつて、管領代奉書の様式ではないこと、および安富宛の管領代家兼奉書が現存する

④ 以上二通『阿弥陀寺文書』、なおこの時為清は恐らく芥川城主細川昭元の管領代であつたと推定される。

(三) 寧權闘争——晴元体制下に於る権力の軌跡——

イ、「堺幕府」の成立と崩壊

大永七年二月、桂川畔川勝寺の敗戦により既述の如く將軍義晴・管領高国以下は身を以て近江坂本へ脱出し、ここに室町幕府は一旦崩壊した。即ち高国政権に取つて代るべき実力者が京都に存在せず、文字通りの「空位時代」が到来したのである。このとき恐らく政所奉行人の少くとも一部は將軍に隨行して近江に下向したものの如く、京都に於て亡命先の近江坂本・守山に於る高国・義晴方の出先事務を行う機関もその存在が確かめられないのである。このことは「賦引付」「徳政分毫方引付案」(閣享)「頭人御加判引付」(閣享)等によつて、室町幕府政所の奉行事務が將軍不在京期間全く停止していることから裏付けられる。従来この空位時代は、細川高国・細川晴元・柳本賢治の三者鼎立する混乱期と理解されてきた。(例えば杉山博『戦国大名』^③)

しかるに、これら三者の政権が仮に存在したとしてそれらの発給した支配文書を検討していくと、大永六年十二月を最後として高国の奉行人(即ち管領代)飯尾秀兼や斎藤貞船・飯尾元兼等の奉書が全く姿を消していることから、まず高国政権なるものは実質的にも消滅したものと見なければならぬ。即ち亡命先より管領代奉書を発給して京都を支配しうという状況にはなかつたのである。

次に柳本賢治が一方の独立した勢力であつたというのも頗る一面的な見方であつて、柳本は高国政権打倒の導火線を作る働きをしたにも拘らず晴元政権内部では重んぜられず、享禄元年春には洛中米屋中に對する糧米徴収につき晴元奉行人飯尾元運下知の遵行を行っていることから推察されるように、その政治的地位は晴元の又代官にすぎなかつたのである。

公方御料所丹州桐野河内村事、依去年干損御年貢米一向無正駄云々、如此時為洛中洛外米屋方、供御料進納之段既先例在之旨伊勢守殿被申候条被成奉書訖、如先々不謂權門勢家被官不限諸公事免除敲密可致其沙汰、若於難決者可被加御成敗之由候也、仍執達如件

享祿貳

三月十三日

（飯尾）

元運判

上下京米屋中

供御料所丹州桐野河内村事、令干損無正駄云々、如此之時者洛中洛外為米屋方供御米致進納之段先例依在之被成御下知之上者万一号此方家来之上者於致無沙汰者堅可加成敗候、謹言

（享祿二年）

三月十六日

柳本

賢治判

上下京米屋

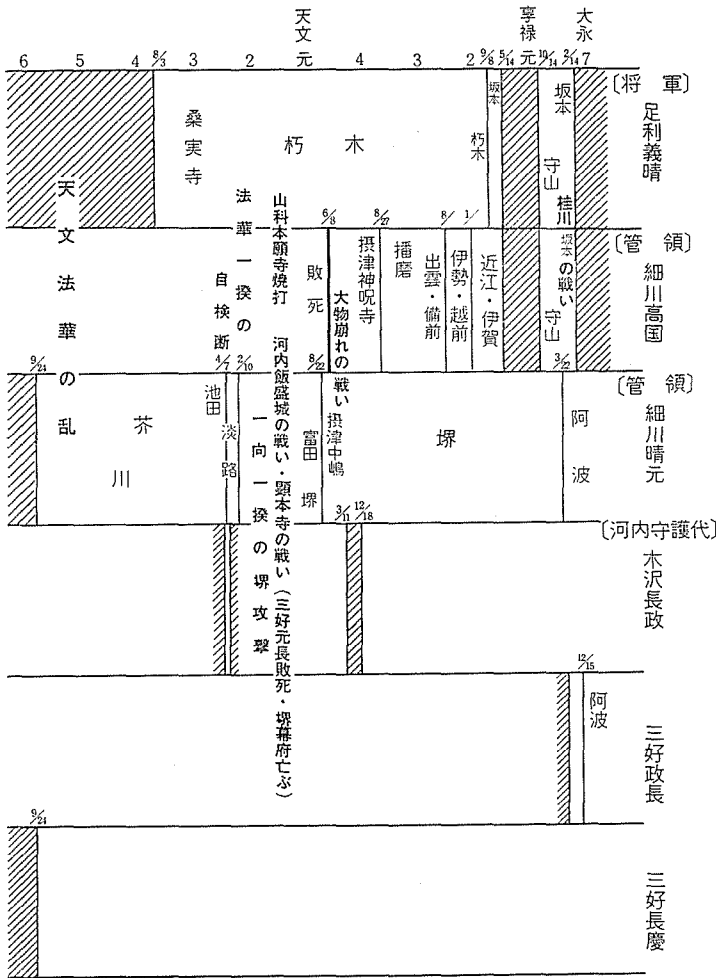
当座中^⑨

このような柳本の地位の低さは忽ち部下将兵の胃袋に影響を与え、当然兵站線の延びた丹波国衆の軍隊を維持し得ず、町衆に対する柳本被官の押妨が頻発したのであった。従って大永七年以後畿内に於て成立した唯一の中央的権力は晴元政権であると結論される。かくなれば先述空位時代という理解とは矛盾するのではないかという反論が生じようが、ここに於て注目せねばならぬのが「堺幕府」の成立問題である。

桂川合戦の三ヶ月後、和泉堺にあって三好元長に擁立される足利義維は朝廷に従五位下左馬頭叙任を要求し、翌月申請通り元服叙爵が許可された。^⑩当時の公家の中には三条西実隆の如き、亡命せる高国政権に心を寄せその京都奪回を秘かに期待していた者も少なくなかったと思われるが、結局京都の権門全体としては堺に於る細川晴元方の実力を認めざるを得ず、ここに義維は次期將軍としての地位を公認されたのである。然しながら義維は最後まで公式には「征夷大將軍源氏長者」には補任されなかったため、当時の公家に「堺大樹」^⑪と呼ばれてはいたが、後世の史家からは所詮全くの傀儡にすぎぬ存在と見なされていた。ところが大永末々享祿の奉行人連署奉書を綿密に検討していくうちに「堺幕府奉行人連署奉書」或いは「足利義維奉行人連署奉書」と呼ばざるを得ない史料が相当数京都の寺社に残存していることが判明し、さきの従

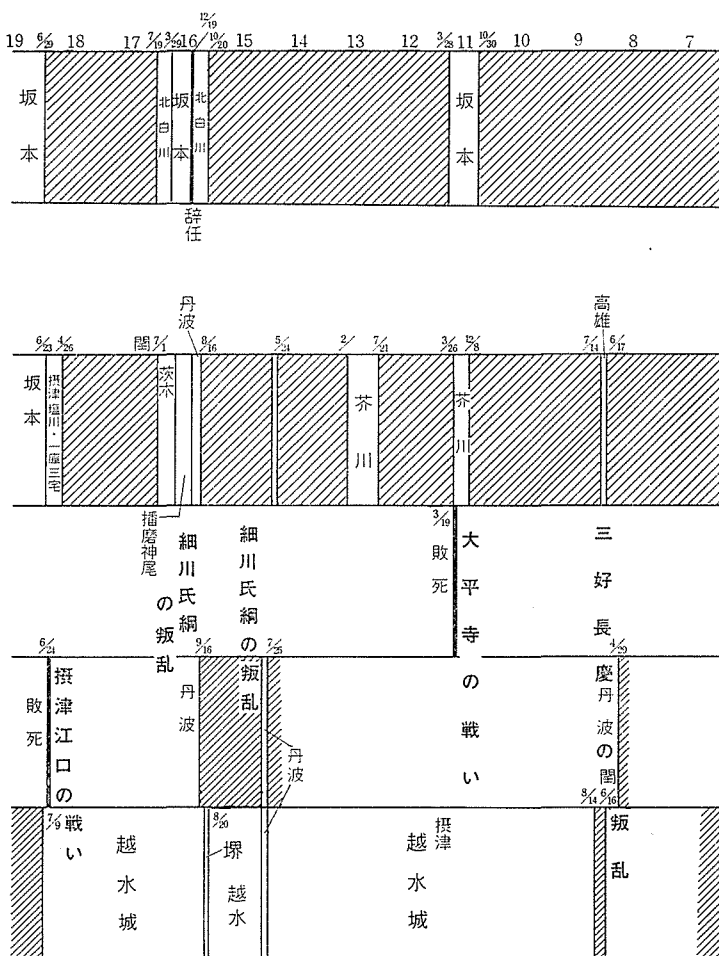
来に於る通説であつた義維「傀儡説は少くとも再検討を要する」ということが明らかになったのである。即ち筆者は、義維が単なる三好元長らの擁する虚器であつたのではなく、一歩進んで当時和泉堺に幕府が存在していたと結論するものである。

第2図 享禄・天文期畿内武将移動一覧（斜線は在京を示す）



い。⑩る。

いうまでもなく室町時代に於ては幕府の継承・存続は必ずしも足利氏が將軍位に現任されていることを必要とはしない。ここで問題とする大永七年以降の空位期は坂本・朽木に亡命する義晴と、堺に駐留する義維のいずれに將軍権行使の



実体が存在したかということになるが、これの評価は当然將軍の存在を必要とする京都の権門体制・朝廷・寺社等が判断するのであり、義維方奉行人奉書の効力を認めうる限りは実権は堺公方にあったと認定せざるを得ない。近江亡命政権が奉行事務を全く停止していたことは既述のとおりである。

ところで筆者の所謂「堺幕府奉行人奉書」の存在に筆者が気付くきっかけとなったのは大永八年が八月廿日に享禄と改元されているにも拘らず、閏九月、十月に至ってもなお大永の年号を用いた奉行人奉書が残存していることに不審を抱いた点であった。享禄の年号は無視されたのである。

実相院御門跡雜掌申城州北岩藏大雲寺領寺務別当井衆徒忌日方等事、任証文之旨計御沙汰弥不可有相違之段、被成奉書於御門跡畢、

宜被存知之由被仰出候也、仍執達如件

大永八(享禄元年)
閏九月八日

(斎藤)
基連(花押)
(松田カ)
光致(花押)

大雲寺寺僧中

実相院御門跡雜掌申城州北岩藏大雲寺事、於御当知行者去閏九月八日任 公方御下知旨弥不可有相違上者各可被致存知之由候也、仍

執達如件

享禄元

十一月六日

大雲寺(僧御カ)
寺中

⑬

(飯尾)
元運(花押)

改元後に於て最も遅くまで大永の年号を用いた奉書は「大徳寺文書」所収の大永八年十月廿四日付連署奉書である。このように改元後三ヶ月間以上も京都の正朔を奉じない政権が当時存在していたこと、しかもそれを京都の権門が容認していたことは注目すべき現象といわねばならない。この時点の畿内で、享禄の年号をくつがえす程の勢威をもった権力は、堺の足利義維以外にはない。それは、次の「大徳寺文書」によって確認される。

(A)紫野大徳寺末寺北少路大宮妙覺寺跡同門前屋地等^(小)文政事、雖被仰付西郡兵部少輔光忠被歎申之旨被聞食分上者被成奉書訖、可被全領

知之由所被仰下也、仍執達如件

享祿四年七月十日

（斎藤基速）
散位（花押）
（松田力光輝）
平（花押）

伝庵和尚雜掌^②

伝庵和尚雜掌申紫野大德寺末寺北少路大宮妙覺寺跡同門前屋地等^{（小）}、雖被仰付西郡兵部少輔光忠被歎申之旨被聞食分上者被成奉

書訖、早地子錢以下嚴密可致沙汰和尚雜掌、不可有違怠之由所被仰出之狀如件

享祿四
七月十日

（斎藤）
基速（花押）
（松田力）
光郷（花押）

当地百姓中^②

(B)大德寺末寺妙覺寺分北少路大宮内地子錢事任 公方御下知旨弥可被全寺務之由候也、仍執達如件

享祿四
十月廿八日

（飯尾）
元運（花押）

寺家雜掌^②

大德寺末寺妙覺寺領北少路大宮内地子錢事任 公方御下知旨被成奉書訖、早地子錢以下如先々可致寺納之由候也、仍執達如件

享祿四
十月廿八日

（飯尾）
元運（花押）

当地^②
百姓中

(C)妙覺寺寄進狀并御下地等目錄

（中略）

（尾利發維）
堺公方御下知 享祿四年七月十日 二通

細川六郎殿御下知 享祿四年十月廿八日

二通

（中略）
天文二年^{癸巳}十一月六日 智永（花押）^②

表3 堺幕府奉行人連署奉書編年目録

年	月	日	奉	者	宛	先	内	容	出	典
1	大永七	五・二	基速	誠基	東寺雜掌	洛中神泉苑作毛、下津屋ニ宛行	東寺百合ニ			
2	〃	〃・二	〃	〃	毘沙門堂	寺務職	還付	三千元文書		
3	〃	八・九	〃	〃	東寺雜掌	八条大將軍町ヲ伊勢盛度ニ宛行	東寺百合ニ			
4	八・八	〃	〃	直前	讓与	安堵	安堵	田中光治氏文書		
5	〃・七十一	〃	〃	誠基	堀引接寺	灯油料問九所々	安堵	和泉引撰寺文書		
6	(享禄元)※	〃	〃	〃	竜翔寺	寺領	還付	大徳寺文書		
7	〃	〃	〃	〃	山城安井	〃	〃	〃		
8	〃	閏九・三	光綱	〃	二尊院田畠	代官職飯尾某ニ宛行	安堵	二尊院文書		
9	〃	〃	八基速	光致	実相院	寺僧・寺領	安堵	実相院文書		
10	〃	〃	〃	〃	大雲寺寺僧	〃	〃	〃		
11	〃	〃・二五	誠基	為隆	帶座中	座頭職龜屋五位女ニ	安堵	田中光治氏文書		
12	〃	〃	〃	〃	光致	実相院	安堵	実相院文書		
13	〃	〃	〃	〃	岩倉	〃	〃	〃		
14	〃	〃・十三	斎藤誠基	〃	石清水善法寺	放生会神馬寄進	安堵	石清水文書		
15	〃	〃・十四	基速	誠基	東寺雜掌	大將軍町、伊勢盛度ニ重ネテ安堵	安堵	東寺百合ニ		
16	〃	〃・十九	〃	〃	勸修寺	寺領	安堵	勸修寺文書		
17	〃	〃	〃	〃	宇治郡	〃	〃	〃		
18	〃	〃・二四	〃	〃	直前	養徳院	〃	大徳寺文書		
19	〃	〃	〃	〃	松崎百姓中	〃	〃	〃		
20	享禄元・十二・二九	誠基	〃	〃	善法寺	造宮奉行安堵、立柱ノ命ズ	〃	石清水文書		
21	〃	〃	〃	〃	八幡山上山下	〃	〃	〃		
22	〃	〃	〃	〃	石清水祠官	〃	〃	〃		
23	〃	〃	〃	〃	直前	園城寺	安堵	園城寺文書		
24	〃	〃・四十七	基速カ	〃	直前	園城寺	安堵	泉涌寺文書		
25	〃	〃・六十八	〃	〃	為隆	泉涌寺	安堵	二尊院文書		
26	〃	〃・十一・一二	〃	〃	直前	二尊院	安堵	二尊院文書		
27	〃	〃・三・八・七	〃	〃	誠基	東寺雜掌	安堵	二尊院文書		
28	〃	〃・九十六	〃	〃	松田カ某	二尊院	安堵	二尊院文書		
29	〃	〃・十二・八	〃	〃	直前	大原野社官	安堵	大原野神社文書		
30	〃	〃・四・五十一	〃	〃	誠基	久我庄	安堵	久我文書廿六		
31	〃	〃・七・十	〃	〃	〃	名主沙汰人	安堵	〃		
32	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
33	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
34	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
35	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
36	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

※(注)6～19までの文書は、大永八年の年号を用いているが、八月廿日にはすでに享禄に改元されておき、京都の正朔を奉じていない史料である。この時期の奉書が京都の権門に対し十四通も発給されていることは極めて注目される。

表4 堺幕府奉行人一覧

奉行人名 (受領名)	期 間	典 拠
(右衛門大夫) 某	大永 7～	実隆公記
斎藤 (散位) 連	大永 7～享禄 4	東寺百合文書, 三千院文書, 田中光治氏所蔵文書ほか
斎藤 (散位) 基	大永 7～享禄 4	東寺百合文書, 大原野神社文書, 引接寺文書ほか
(松田カ) 光綱	大永 8～	二尊院文書
(右兵衛尉) 治部直前(光任)	大永 8～享禄 3(天文11)*	田中光治氏所蔵文書, 大徳寺文書, 大原野神社文書ほか
松田 光致	大永 8～	実相院文書
(松田カ) 光郷	～享禄 4	大徳寺文書
(左衛門尉) 飯尾 為隆	(大永2)大永 8～享禄 2*	田中光治氏所蔵文書, 泉涌寺文書, 石清水文書
(松田カ) 某	享禄 3～享禄 4	二尊院文書, 鹿王院文書

(注)以上のうち、飯尾為隆は室町幕府に於て前歴を有し(今宮村文庫文書)、また治部直前は光任と改名し堺幕府滅亡後ただ一人、再興後の室町幕府入りを果している(大徳寺文書)。

(A)の二通は(C)により「堺公方御下知」即ち既に早く相田二郎氏が指摘された如く紛れない足利義維奉行人連署奉書と判明する。(B)の両通は勿論管領代添状)この種の奉書は現在管見に触れたもののみでも東寺、大徳寺をはじめとする多数の在京寺社関係文書、ならびに田中光治氏所蔵帶座文書等に存在しており、公家領に対しても「堺下知」「六郎下知」が多数発給されていることが知られ、その上既に見た茨木長隆・飯尾元運・同為清三人によるこの時期の奉書・添状がこれ又多数残存していることを考え合せると、実質的にも晴元政権が支える「堺幕府」が存在していたことは動かせない事実となる。ここに於て、天文元年までの期間の長隆ら三人の地位は正確には「堺幕府管領代」というべきものであったことが知られるのである。この堺幕府の奉書が如何に強力な効果を持つものであったかは例えば「実隆公記紙背文書」所収の、享禄二年末頃のものと思われる某書状に「家領賀州宮永郷事、号堺下知、可致押領之族候之由、密々注進候」とあるのによっても推定されよう。

この堺幕府の成立は、単に室町幕府史上に於て重要な意味を有するにとどまらず、京都の権門体制自身にとっても画期的な大事件であった。畿内に於て初めて阿波国衆による中央政権が登場し、室町將軍家の権威は徹底的に破砕されたのである。

然しこのようにして成立した堺幕府も、長隆・元運・為清三名の管領代の下に三好元長・柳本賢治・山城郡代塩田胤光・可竹軒周聡等多数の又代官を抱えており、これらの又代官層が管領代奉書の遵行という形で在京権門との間に介在し、礼錢の中間搾取を行うことは、礼錢出資者の諸権門のみならず長隆ら管領府の側でも決して歓迎すべき事象ではなかったと思われる。かかる堺幕府内部の確執は当初、山城守護代職補任をめぐる三好元長と柳本賢治の権力闘争としてあらわれ、柳本および高国没後は、茨木長隆と元長との対立がにわかに表面化したのであった。とくに山城郡代塩田胤光の上に三好元長が控えていることは、茨木長隆にとっては京都の代官支配上大きな制約となったことであろう。就中、糧道確保に悩む阿波国衆の京都近郊に於る莊園侵略^①、町衆に対する掠奪等は、農民及び市民の抵抗を引き起すと共に、比較的財源の安定せる摂津国衆との間に深刻な利害対立を生むという矛盾を惹起するに至った。こうして、極地化した権門体制維持の上に京都支配を行わんとしていた長隆ら摂津国衆は阿波軍の排除を企てるに至るのである。この場合、摂津国人や木沢長政らの軍勢を糾合しても、堺という兵站基地をもつ阿波三好軍には彼等単独では対抗し得ず、一向一揆の巨大な軍事力を引込むことを画策したのであった。二万或いは二十万騎と称された石山本願寺門徒の軍勢を一時的にせよ晴元方が引出し得た秘鍵は、実に本願寺坊官下間氏と姻戚関係にあった茨木長隆、および摂津守護代家の長塩元親^②らによる口入であったと考えられる。

かくて享祿五年六月、木沢・摂津国衆・一向一揆の連合軍は十五日に河内飯盛城を陥れ、畠山尚順を石川道場に自刃せしめ、その余勢を駆ってついに二十日、堺顕本寺に三好元長を包囲し、山城郡代塩田胤光をはじめとする一族被官もろとも敗死せしめるに至り、ここに前後五年間に亘って存続した堺幕府も全く瓦解したのである。天文十一年の河内大平寺の合戦・木沢政長敗死も全く状況的に同一であり、この線上に於て理解しうる。

口、第一次石山戦争

堺幕府を倒壊させた一向一揆の勢力は急速に各地で国衆や莊園領主に対する農民闘争に発展し、享祿五年七月十七日に

は大和一向衆徒の手によって、菩提院等興福寺の子院が炎上した。^⑦ ついで天文と改元された同年の八月五日、本願寺門徒は突如として摂津池田城を包囲し、ここに於て摂津国衆と一向一揆との緊張関係はにわかに高まったのである。この前日には、堺の真宗浅香道場が木沢長政の手によって焼打されている。^⑧ 事態の意外な急転回に驚いた京都では茨木長隆が急拠堺に下向し、証如光教自ら指揮する一向宗徒の堺攻撃^⑨に対抗して、現地に於て諸宗僧徒の動員に当らねばならなくなったのである。

本願寺事、雖無別儀、被申之一揆等恣動造意歴然也、然上者諸宗滅亡可為此時歟、所詮当宗此砌被相催被抽忠節者可為御快然由候

也、仍執達如件

享祿五（天文元年）

八月二日

（茨木）

長隆（花押）

念仏寺^⑩

この種の奉書が京都の日蓮宗各寺院に対しても発給されたことは想像に難くない。^⑪ この僅か二〇日後、山科本願寺は陥落、炎上するのである。一向一揆の手を借りて畠山尚順・三好元長という当時最強の軍事的勢力の打倒を画策した管領代茨木長隆自身も、彼等の鋒先が自分達権力層に向けられるようになると、あらゆる階層の支配勢力を動員してその弾圧に狂奔せねばならなかった。「諸宗滅亡この時たるべきか」という長隆自身の言葉は、彼等の周章を如実に物語るものである。実にこの享祿末、天文初の交に於る一向一揆の昂揚は、のちの織田信長による本願寺攻撃に匹敵する規模のものである。摂津の下郡一帯が広範囲にわたり戦場と化した。天文元年十二月には摂津上郡の国衆が連合して富田道場一帯を焼払い、同日に下郡では池田・伊丹両氏が同盟して下郡の総ての真宗道場を放火したと伝えられている。

同十二月廿二日に摂州上郡武士衆一味して、富田道場此外所々焼失なり、

同日に池田伊丹相談、下郡中道場残らず放火する也、然ば一揆衆のありさま目もあてられぬ共也、^⑫

このため大物崩れの戦い以来、淀川中下流から武庫川流域一帯が焦土と化し、近辺に所領を有する京都の公家の中には

遁世する者まであらわれている。^⑭

以後天文五年まで続く全支配階層と農民一揆との対決の中で、法華一揆に結集した京都町衆のエネルギーは晴元政権の走狗として利用されたが、茨木長隆はまさにその中心にいたのである。滅亡後の山科本願寺の遺領は一向一揆弾圧に参加した諸勢力に恩賞として与えられ、^⑮義晴と晴元の和睦成って遅くとも天文元年十一月の段階では中絶していた室町幕府は再興されたものと認められる。

八、町衆と権力

石山攻撃の主力となった法華一揆に晴元政権の支柱という自負が生じたこともあって、所謂「地子未進」問題が発生する。たしかに一向一揆撃退の功により、京都日蓮宗徒の晴元政権内に於る勢威が上昇したことは事実である。^⑯しかし数点の史料を根拠にして地子未進闘争の高揚、意義を強調するのは賛成しがたい。

天文二年の初め頃、一向一揆の堺攻撃は熾烈をきわめ、支え切れなくなった晴元軍は二月十日淡路へ脱出した。^⑰これより晴元が池田城へ帰還する四月七日に至る約二ヶ月間は、畿内は文字通りの無政府状態であり、洛中は少数の木沢長政の軍及び晴元被官一宮堅成の軍が駐留する他は法華一揆の自検断が支配する所となった。^⑱なお茨木長隆は天文元年夏より堺に張り付いて晴元の参謀となっていたものと考えられ、京都には在駐していなかった模様である。この時期が晴元政権にとっては最大の危機であったといえよう。しかし四月に入って戦線が膠着状態の兆を見せるようになる頃から、徐々に晴元の権力が京都に浸透しはじめるのである。一方、京都の法華一揆も内部は種々の階層からなる商工業者の集合体であったと考えられ、特にその上層幹部には土倉等の高利貸業者が少くとも交っていたものと思われる。彼等は町を包囲する一向一揆や、徳政を要求する土一揆の襲撃には極度におびえていた。^⑲さればこそ、日蓮宗寺院上層部は早くから木沢長政らの権力層に接近し、^⑳またすすんで洛外の農村や賤民集落を攻撃したのである。

土一揆出張、土蔵方衆一万計率掃之、安井・木辻・常盤等放火之、^㉑

この宮中一女官の書留に、権門側の町一揆に対する畏怖とその壊滅による安堵を讀取ることは容易であらう。かくて晴元政権に対抗しうる諸勢力は長隆らの巧妙な策謀により次々と抹殺されていったのであった。この年秋、日蓮宗徒の集会徘徊、諸寺再興を停止せる禁制が管領代元運の署により公示されたことは象徴的である。

日蓮宗以外の一般寺院に対しても、その門前検断権の衰退に乗ずる如く、管領府の圧力が次第に強化されてくる。^⑨

誓願寺事、異干他為靈場処、於寺内近日每度致狼籍或音曲或笛尺八乱薦次族在之云々、以外次第也、所詮被停止之重被打制札上者早可致存知、若猶有不能承引輩者為町致交名於注進可被処罪科由候也、仍執達如件

天文十

四月十二日

(茨木)
長隆 (花押)

小河七町々人中

(傍点筆者)^⑩

この史料は数箇町の町組の「町人中」へ権力が宛てた珍しい文書であるが、寺内の検断権が全く管領府に押えられていたことを示すと共に、「為町致交名於注進」と早くも行政単位の末端として町組が権力に利用されていることは注目すべき現象である。然し町衆自検断の伝統は天文法華の乱で全く崩壊した訳ではなかった。長隆ら管領代の締め付けが強化される中で、町組小川一町の町衆達は天文八年前節で紹介した茨木長隆による誓願寺門前在家再興停止の命令に抵抗し、同十一年秋に至り境内に針貫を構築する挙に出たのである。

誓願寺雜掌申当寺門前小河々上諸堂等事、先年堅被停止畢、然至近年寺家境内北町致針貫云々、以外次第也、既云大門已下造立云当寺進止地旁以於彼針貫者境内河上南北之築地通除之早速可引退之、更不可有遲怠之由所被仰出之状如件

天文十一

九月十日

(飯尾)
貞広 (花押)
(治部)
貞兼 (花押)

小河一町中

誓願寺門前小河河上諸堂等事、先年堅被停止訖、然近年至北町寺家境内致針貫云々、以外次第也、既云大門已下造立云当寺進止之地旁以於彼針貫者境内河上南北築地通除之早速可引退之趣任 公方御下知旨早可致存知由候也、仍執達如件

天文十一

九月十五日

(茨木)
長隆 (花押)

小河町中^⑪

ここに於て権力の強制による針貫撤去が行われたものと考えられるが、なお町衆自治の意識が脈々として存続していた

点は評価すべきであろう。

二、幕府と管領府

前節に於て触れた如く管領代の登場は既に早く応仁文明の乱前後から見られるが、彼等の幕府政所に於る相論裁許への介入も永正頃には既に確認される。^⑤この傾向は晴元政權下一層顕著となる。晴元が摂津芥川に入城した天文二年の冬に、幕府は既に芥川城に於ける裁許を一部公式に認めている。

日野殿雜掌中城州日野郷事、為称号地干今当知行之处八尾違乱、併新儀企太不可然、所詮今度至芥河被屈仰子細在之、年貢諸公事物令他納者可為二重成之段彼成御下知訖、宜被存知之由被仰出候也、仍執違如件

天文二

十一月七日

（諏訪）

長俊在判

（飯尾）

堯連在判

日野

法界寺雜掌^⑥

さらに「勸修寺文書」所収の天文六年に於る門跡雜掌言上状によっても、晴元が管領に就任する以前の芥川城に於て訴訟・対決・糾明が行われていたことが知られ、政所の権限が大幅に管領府に移行しているのである。

一 於芥河城遂糾明之由候歟^⑦（下略）

一 於芥河城為治部卿雜掌雖致訴訟依条々不儀彼相私旨被申歟^⑧（下略）

加えて、幕府固有の権限たる徳政令発布にも管領代長隆の介入が見られる。

一 細川殿より茨木為御使、除洛中洛外西岡面はかり徳政可遣候由貴殿へ御案内、則御披露（中略）、茨木伊賀徳政高札不案内条懇望候間、大かた申遣之^⑨

天文八年の夏、同じ晴元の被官であった三好長慶が河内十七箇所料所代官職を要求して晴元に叛乱を起したため、長隆は京都防衛の軍事的重要拠点・西岡に対し地域的徳政令を実施せんとしたのである。この徳政令は土倉が巨額の賄賂を以

て幕府に圧力をかけたこともあって実施に至らなかったが、同年九月六日には晴元の権限で以て洛外に徳政令が發布され、この時地下中の暴動を堅く禁制する長隆の折紙が下された。

今度者号徳政対東福寺可被及異儀造意之由其聞候、為事災者不可然候、高雄御在陣砌西岡一揆等以可抽忠節旨依敷申雖被成奉書終無其動、如此被遂御本意上者不及沙汰候、無聊爾様可被得其意事肝要候、恐々謹言

(天文八年)
九月七日 長隆(花押)

東九条 西九条

泉乗寺 地下中

局地的徳政令が管領代により補完されることは永正に例があるが、広汎な徳政が管領代の主導で行われたことは注目すべき現象といえよう。長隆及び管領府の徳政に対する干与はその後も一層強化されたと考えられる。天文十三年には頼母子が徳政の対象となるか否かにつき政所寄人に照会しているが、これは管領府が徳政事務を一部担当していることを示唆するものである。

次に、前節で紹介した誓願寺諸堂再興停止に関する天文八年十二月廿四日付幕府奉行人連署奉書及び管領代茨木長隆添状をもう一度御覧頂きたい。改めて注目されることは、幕府奉書に於て触れられていない「門前在家再興」停止の命令が管領代添状にうたわれていることである。即ち幕府盛期に於て侍所および「地方頭人」の権限であった町屋在家の処分が、管領府によって継承・執行されていることは明白である。天文十四年の三条町の相論に於ては「京兆内衆」によって町組が焼打されている〔殿助往年記〕が、これは町衆自治が息の根を止められたことを示すと共に、右記の事情を裏書するものといえよう。

こうして、天文十四年八月の北野酒麴役相論の裁許は管領代元運の添状により遵行される等政所固有の事務に至るまで形骸化の一途を辿ることになる。より重要なことは前節に於ても一部触れた如く丹波桐野河内村、摂津井於新庄等幕府料

所の年貢確保に管領代長隆が専ら管掌していること^②で、天文八年秋には現地の被官押領を停止するため丹波奥郡にまで下向している。このように、摂丹国衆の莊園侵略を抑制しうる人物は、幕府内に於ては茨木長隆以外には考えられなかったのである。

木、茨木長隆と三好長慶

天文法華一揆の潰滅後、名実共に晴元政權は京都に於て確立した。それは一口にいつて摂津国衆と在京権門との連合政權であったと要約できよう。黒川直則氏は天文八年以降より段銭段米賦課の試み、家臣団への所領確保の例をあげて、晴元政權が戦国大名化の兆しを見せたと述べておられるが、事実は全く逆であつて別表管領代奉書及び堺幕府奉書を一覧せば明かな如く、むしろ大永末より享禄期に晴元被官層への所領安堵が頻発され、天文五年頃以降は晴元政權の基調は、加地子得分を急速に集積しつつあった在京諸権門（例えば大徳・妙心・龍安各寺の如き林下禅院）に対する所領安堵というに尽きる。こうして天文五年以降、八年の三好長慶の叛乱、十一年の木沢長政による大平寺の戦いはあるものの、晴元政權は比較的安定的推移を辿った。然るに天文十年前後より摂津国衆被官による莊園押領がにわかに激化の兆候を見せ、一応三好政長―茨木長隆ラインの下に結束していた摂津国人の間に、莊園体制維持をめぐる急進派と漸進派の分裂が生ずるに至つたのである。国衆被官の押領停止にも専ら長隆が奉書を下しているが、極地的戦国大名化を目的として、なお残存する莊園領主との血みどろの闘争を展開していた摂津国衆の目には、かかる長隆らの徹底した権門保護の態度は「細川・茨木体制の限界」と映じたことであろう。

御神領摂州下郡桜井郷事、違乱族出来之通令披露候処被得其意旨下知相調進之候、於巨細者袖与^{（福留本）}互申候条令省略候、恐惶謹言

（天文九年カ）
十一月九日

興福寺

供目代御房御報

（茨木）
長隆（花押）

ここに於て、池田氏を中心とする急進派は三好長慶の下に細川氏綱を擁立せんとしたため、晴元・氏綱という細川両家

の分裂が再燃するに至ったのである。然しながらこの対立の本質は、長隆と長慶との管領代職をめぐる奪権闘争であることは明白である^⑤。摂津茨木氏の在国衆のうちからも三好軍に投降する者が出、下郡では伊丹氏が殆ど四面楚歌の状況下に晴元方として踏みとどまった。そのありさまを「細川両家記」は

此分候処に誠に魔のわざか、蟠螂が斧とかや、伊丹大和守親興述懐共ありて、三好方と申違して候之間也、

と記している。かくて天文十八年六月、摂津中島江口の戦いに近江六角軍の救援遅延により三好政長は敗死し、二〇数年間存続した晴元政権は一挙に崩壊した。これ以後茨木長隆の記録は杳として史料から姿を消す^⑥。こうして長隆の跡を襲った管領代三好長慶は、松田守興と共に管領代奉書を発給し、基本的に晴元―長隆体制を継承していくのである。

竜翔寺領城州下三栖散在田島等事、動競望之族在之云々、以外次第也、早退彼妨任 公方御下知之旨年貢諸成物等嚴密可致其沙汰、
若於他納者寸為二重成之由候也、仍狀如件

天文十八

七月七日

(松田) 守興

当所百姓中^⑦

① 本稿第一章註⑩参照。

② 大永六年末以降の奉行執務時期は

『徳政分毫方引付案』(關亨)

大永八年三月～四月

『賦引付』

大永六年十二月十八日～七年二月十二日

大永八年三月三日～五月七日

『頭人御加判引付』二(關亨)

大永六年十二月十一日～七年二月十日

なお中村吉治「戦国時代後期の土一揆と徳政(1)」(歴史学研究二卷一号所収)参照。

③ 同書P五一～五二

④ 『久我文書』五大永六年十二月一日付奉書

⑤ 『小島文書』(京影) 大永六年十一月九日付奉書。

⑥ 『三浦周行氏所藏文書』(京影) 大永六年四月五日付奉書。

⑦ 唯一の例外は中沢秀綱で、大永七年十月廿八日付で吉祥院に禁制を
『三浦周行氏所藏文書』享祿四年三月廿一日付で水無瀬宮に禁制を
『水無瀬宮文書』京影) それぞれ奉じている。これは彼が亡命後の高

国に随行して発給したものであって、所謂戦時下の色彩が濃く、それ
以外の一般奉書は残存していない。

⑧ 『二水記』大永六年十月廿七日条、『実隆公記』同年十月廿一日条
以下、ほか。

- ⑨ 以上三通『蟻川家古文書』第廿四集 前節註⑨参照。
- ⑩ 当時の京都代官は寺社・公家領等に対する仕置の報酬として相当額の礼銭を徴収しており（例えば『大徳』一九四〇号「土御門敷地公事小日記」、『百合わ』東影所収天文八年閏六月五日付礼銭注文等参照）、それが重要な財源であった。
- ⑪ 『言繼卿記』享祿二年正月十日条 同十一日条、『実隆公記』大永七年十二月十一日条、同十二月十七日条、同大永八年九月八日条、同享祿三年三月廿九日条ほか、なお丹波国衆が当時兵農未分離の著しい状況にあったことは岡光夫氏前掲書「封建村落の研究」p41参照。
- ⑫ 本章第一節註⑩参照。
- ⑬ 『実隆公記』大永七年六月十七日条、『御殿湯上日記』同月同日条ほか。
- ⑭ 『御湯殿上日記』大永七年七月十三日条、『言繼卿記』同月同日条、芳賀幸四郎「三条西実隆」（吉川刊人物叢書）
- ⑮ 『二水記』享祿三年五月十日条、長江氏前掲書。
- ⑯ 例えば足利義量死後、応永三十二年より永享元年に義教が將軍に補任されるまで名目上の將軍は不在であったが、幕府の機能は何ら損われることなく存続した。
- ⑰ 以上三通『実相院文書』（東影）なお享祿への改元は近江の義晴の内意を得た上で行われており、『実隆公記』大永八年八月十二日条、堺の足利義維は関知していなかったものと思われる。
- ⑱ 大日本古文書一一二九号・一一三〇号。
- ⑲ 同右五四五号。
- ⑳ 同右五四六号。
- ㉑ 同右五五六号。
- ㉒ 同右五五七号。
- ㉓ 同右五五七号。
- ㉔ 同右五七四号。
- ㉕ 同氏「日本の古文書」上巻第三部「武家諸士奉書」（p四五七～八）、同下巻三三三号文書（p二〇五）。
- ㉖ 脇田晴子氏は「座頭職の売買」（『京都の歴史3』p五一五）に於てこれらの奉書を室町幕府が出したと書いておられるが根本的な誤謬である。大永八年六月および閏九月は將軍は近江坂本・朽木に亡命しており、高國は畿内より出奔しており、当時室町幕府を保証する権力はどこにも存在しなかったのである。
- ㉗ 『実隆公記』大永八年五月十五日条、同七月十一日条、同享祿二年七月十三日条、同紙背文書享祿三年二月十五日至十八日裏書所収某書状ほか。
- ㉘ 同文書享祿四年五月七日至十一日裏書所収。
- ㉙ これと同様の例は『大報恩寺文書』享祿四年三月十八日付足利義晴奉行人連署奉書及び『大日本古文書石清水文書』所収「菊大路家文書」二二一号享祿二年八月廿七日付足利義晴奉行人連署奉書。
- ㉚ 一方、朽木に亡命せる前將軍義晴（名義上は現任將軍）の権力が京都の権門に鼎の軽重を問われていたことは、『実隆公記紙背文書』享祿四年六月廿一日至廿四日、同十七日乃至廿日裏書所収徳大寺実淳書状参照。
- ㉛ この推定の根拠は本章第一節註⑨参照。この元長折紙が出た直後の七月廿日に柳本賢治が髻を切り、『実隆公記』同日条「程なく京都を退出して大和・河内に転戦している」（『敵助往年記』同年十一月十一日条ほか）ことはこのことを或る程度裏書きするものであろう。
- ㉜ 『実隆公記』大永八年六月廿九日条、ほか。
- ㉝ 『言繼卿記』大永七年十一月廿六日条、同廿九日条ほか。
- ㉞ 既に人口に膾炙している著名な史料であるが、『言繼卿記』大永七年十一月廿七日条、同十二月一日条。
- ㉟ 茨木氏ら摂津国衆が天文年間に至るもなお荘園体制に依存し、給人

として得分を受けていたことは、
南郷御供米切出分注文

(中略)

八石三斗五升八合
(長次)
田井源介殿惣分
(中略)

参石者

茨木伊賀守殿

(中略)

已上百伍拾石分

右為春日社御神宮米百五十石之分不知干水損為諸給人前以書立抽留
木修理進并目代今西橋五郎彼兩人江百五十石分切出上者熟無別儀者
也、若背此旨於難決置者為此方堅可加成敗候、仍為後日対目代染筆
処如件

天文拾五年六月一日
池田筑後守
信正(花押)

今西橋五郎殿まいる

(『今西春定文書』豊中市史料編二第五六号)

なおこの点に関しては小川信「三好長慶と摂津の国衆」(人物叢
書付録「四九号所収」参照。拙稿の以下の部分是小川氏の御指摘に
負うところが多い。

③5 この推定の根拠として更に次の史料を注目されたい。

(前略) (河内北河内郡)
柄呂岐庄者高島已下 を 入候へ共先々三好方持候
之間 夫已下罷上候。(下略)

『実隆公記』天文三年正月一日至三日紙背文書所収転法輪三条実香
書状)

即ち三好元長代官の跡へ高島長信が給人として入っているのであっ
て、このことは享祿五年の元長敗死が長隆と元長との権力闘争による
ものであることを推測せしめるのに充分であらう。

③6 『下間系図抄』(石山)に、

—— 頼慶 源四郎、左衛門大夫、上野介、法橋、法眼、出家法名蓮秀
—— 頼茂 木近江守——女、天文十年辛丑六月十一日卒
(金範靜氏の御教示による)とあり、

さらに同右系図に

—— 頼玄 丹後、法橋、法名蓮成、童名松千世
—— 母長盛 備中守——女、天文五年六月廿二日卒——とある。

③7 『後法成寺尚通公記』享祿五年七月十七日、十九日条、『二水記』
同年同月十七日条ほか、

③8 『細川両家記』。

③9 同右。

④0 『経厚法印日記』天文元年八月五日条、同八日条、同十日条、『後
法成寺尚通公記』天文元年八月六日条、同九日条、『二水記』天文元
年八月三日条、同十日条ほか。

④1 『開口神社文書』所収和泉念仏寺文書(京影)前節註④参照。

④2 この時の一向一揆と晴元との対決が、朽木将軍義晴と同盟の上で行
われたものであることは『本満寺文書』(京影)八月十七日付足利義
晴感状参照。

④3 『二水記』天文元年八月廿四日条、『後法成寺尚通公記』同日条は
か。

④4 『細川両家記』。

④5 『実隆公記』享祿四年四月六日条。

④6 『経厚法印日記』天文元年八月廿八日条以下。

④7 『実隆公記』天文元年十一月七日条に

万里来、世上事江州并本願寺等儀、知恩院籌策事被談之、遣使於本
覺寺了

とあり、同月十日条には、

江州奉書、飯川山城書状到来、飯尾弾正忠堯連書出之、
自總大寺 被伝之 返

事俄書之、宗牧下向伝之、（下略）

とあって明かに既に義晴奉行人の奉書が発効していることが知られる。

- ⑮ これに関しては本稿「はじめに」註⑤で挙げた論考の殆どに於て言及されている。最近の業績としてここでは瀬田勝哉「近世都市成立史序説」および脇田晴子「自治都市の盛衰」（講座日本史3所収「中世の都市と農村」）を対象とする。

- ⑯ その傍証として例えば『東寺文書』五常所収天文二年十二月十日付室町幕府奉行人連署奉書に於て幕府が法華一揆に忠節を励まし京都の防衛を任せていること及び『実隆公記』天文三年三月十九日至廿日紙背文書所収泉涌寺出官書状に於て本能寺の干渉を恐れていること、更に同記天文元年十一月廿七日条にみえる日蓮党参内の記録等があげられる。

- ⑰ 『実隆公記』天文二年二月十三日条、『言繼卿記』同日条、『細川両家記』ほか、なお「史料綜覧」は十五日出奔とするがここでは「両家記」に従った。

- ⑱ 『細川両家記』、『本満寺文書』所収細川晴元書状ほか。

- ⑲ 『言繼卿記』天文二年二月十三日条。

- ⑳ 『実隆公記』天文二年二月十四日条。同十五日条。

なお脇田晴子氏は天文元々五年に至る前後五年間法華一揆が京都の市政権を獲得したと書いておられる（『自治都市の盛衰』）が、誇張という外ない。

- ㉑ この点は脇田氏前掲論文の御指摘の通りである。

- ㉒ 『実隆公記紙背文書』享祿五年五月廿五日至廿八日裏書所収転法輪三条束香書状。

- ㉓ 『実隆公記』天文元年十二月十日条。

- ㉔ 『言繼卿記』天文二年十二月廿五日条。

- ㉕ 『実隆公記』天文二年四月七日条、なお『祇園執行日記』（群書）同日条、この当時の町一揆の動きについては藤井孝前掲「西国を中心とした室町期法華教団の発展」に年表がある。

- ㉖ 法華一揆が宇治・山科・東山諸郷の地下請を競望したことについては『言繼卿記』天文三年三月十六日・十八日条参照。

- ㉗ 『御湯殿上日記』天文五年七月廿七日条。

- ㉘ 同右同月廿八日条。

- ㉙ 晴元の公式入京、幕府出仕はこの二ヶ月後である。つまり晴元は対抗勢力がごとく消されるまで慎重に入京を遅延していたのであった。

- ㉚ 『本能寺文書』（京影）「中世法制史料集巻二」追加法四八三・四八五号。

- ㉛ 『大報恩寺文書』所収天文六年十月三日付茨木長隆奉書。

- ㉜ 『誓願寺文書』。

- ㉝ 「釘貫」については『経算私要鈔』（纂集）文安四年閏二月廿日条及び『建内記』（宮原）同年五月九日条などが比較的早い所見例である。普通は「釘貫」で知られており原田伴彦「領主権力と町民武装」（同氏「日本封建都市研究」p119）、西川幸治「歴史における都市の自衛と規律」（都市住宅七一一六）等参照。なお釘貫が釘貫と同義語であることは『康富記』（大成）文安四年五月八日条および『建内記』同月九日条又は『百合』え（東影）所収文明十四年九月日付東寺雑掌言上状および同文書え所収同年十月日付東福寺雑掌言上状をそれぞれ対比すれば判明する。

- ㉞ 以上両通『誓願寺文書』（下坂守氏の御教示による）。関連史料がないだけにこの奉書の意味は極めて難解である。問題はこの境内を通ずる針貫を一体誰が構築したかということである。ここで管領代添状に先立って幕府から誓願寺へ宛てて発給された九月十日付の奉書を見よ

う。

誓願寺門前小河々上諸堂等事、先年堅被停止罷、然近年至北町寺家境内致針貫云々、以外次第也、既云大門已下造立云當寺進止之地旁以於彼針貫者境内河上南北之築地通除之早速可引退之趣被成御下知之条可被存知之由所被仰下也、仍執達如件

天文十一年九月十日

(飯尾貞広)
散位(花押)

(前河内守(花押))

當寺雜掌

これを小河一町中宛の幕府奉書と比べると寺雜掌宛の末尾は「早速可引退之趣被成御下知之条可被存知之由所被仰下也、仍執達如件」とあるに對し町中宛の末尾は「早速可引退之、更不可有遲意之由所被仰出之狀如件」とあって、明かにこれは撤去を小河一町中に命じており、誓願寺へはただそのことを通知したにすぎないと解するのが妥当であろう。とすればこの針貫は少くとも誓願寺が構築したのではないと結論される。勅進聖達と町組との関係は不明であり従って針貫構築の動機も判然としないが、幕府・管領府としては前に勅進所及び在家の建立を厳禁しており、在家徹廃を求める誓願寺の僧侶達の隨責に對し勅進聖達が「針貫」によって自らの既得権を守ろうとしたとも理解しうる。少くとも針貫が町組か勅進聖たちかのいずれか(或いは両者協力の上で)によって構築されたことはほぼ明らかであろう。

『中世法制史料集卷二』参考資料二三五号。

『日野家領文書写』

同文書天文六年八月日付勅修寺宮門跡雜掌申狀。

同右同年十月日付勅修寺宮門跡雜掌言上狀。

『親俊日記』天文八年七月廿三日条 滝沢武雄「撰錢令についての

一考察」(『史学雜誌七二編一號所収』)

同右同年七月廿五日条。

『伺事記録』天文八年九月六日条、『大館常興日記』同日条。

『東福寺威文書』(宮写)。

須磨千頼「土倉の土地集積と徳政——賀茂別雷神社の境内における土倉野洲井の土地買得をめぐる——」(『史学雜誌八一編三號所収』)

『徳政雜々記』正月廿八日付書狀(中世法制史料集卷二P三三三)

五)、『蛭川家古文書』廿三集「親俊へ兩人尋申条々(永禄元八月廿一)参照。

なお撰錢令の発布にやはり長隆が干与したことについては「親俊日記」

天文十一年閏三月十六日条(中世法制史料集卷二P三三三)。

地方頭人による町屋処分の実例は「御前落居奉書」「御前落居記録」

「康富記」等に散見する。なお「武政軌範」地方沙汰篇、『武家名目抄」職名部、五味文彦「使庁の構成と幕府——12〜14世紀の洛中支配」(歴史学研究三九二号所収)参照。

『北野文書』前節註⑤参照。

『親俊日記』『大館常興日記』『前田家所藏文書』(尊経閣古文書纂所収古蹟文徴)なお別表「茨木長隆奉書編年目録」参照。一倉喜好氏前掲論文。

『大館常興日記紙背文書』天文九年七月記裏書所収十一月廿五日付

茨木長隆書狀。

『京都の歴史3』P四九四。

『春日神社文書』卷二(春日大社社務所刊)。

通説では政長の晴元に對する長慶讒言、池田長正の切腹等を契機とする政長と長慶の対立と理解されているが、摂津国衆を二分した程の抗争の原因としてはやや弱い気がする。(長江氏前掲書参照)。

この意味で「三好氏の畿内進出は、畿内国衆の激しい対立を利用することによってのみ、はじめて可能だったのである」(豊田武編「人物・日本の歴史」卷六P一四〇)という見方は、ほぼ妥当な理解であ

る。

③⑥ 『細川両家記』。

③⑦ 『鹿苑日録』天文十八年六月廿四日条ほか。

③⑧ さきにことさら『両家記』を引用したのもこの戦記物が「三好史観」ともいふべきものに立って書かれていることを示したかったからに他ならない。従って茨木長隆の記録が意識的に『両家記』から外された

ため群小戦記の類から長隆が抹殺されたのは当然である。このことが長隆が長慶ほど著名にならなかった一因と思われる。

③⑨ 『弘文莊待賢文書』昭48一三二号細川氏綱書状、『保坂潤治氏所蔵文書』（京影）所収二月廿四日付細川氏綱書状。

③⑩ 『大徳寺文書』二二六二号。

むすびにかえて

しかしながら、長慶政権になると、茨木長隆の如き権門保護の色彩はにわかに薄れ、莊園押妨停止には積極的な熱意を示さず、むしろ被官の侵略には黙認の態度をとることが多かった。この長慶と長隆との微妙な差異は支配文書の上にも表われている。今日残存している「三好長慶折紙」を長隆以前のものと比較すると明かに相違がみられるし、長慶の下す禁制は「奉禁制」でなく直状形式の禁制である。③⑪ そうして、時期は判明しないが長慶文書には従来の折紙形式とは全く異った一大変化があらわれる。

急度申候、仍而来廿七日松浦陣取へ手遣候間明後日廿六日堺江直可有御着陣候、聊不可有御由断候、猶加地肥前守可申候、恐々謹言
 孫次郎（三好長盛）
 七月廿四日 範長（花押）

革嶋新五郎殿御宿所

すなわち、「急度申候」という威嚇・高圧的文言で始まり年紀を欠く書状形式の折紙が登場するのである。③⑫ これは純粋古文書学上からいえば豊臣政権下の五奉行奉書に連続する面をもつものといえよう。長慶政権の検討は後日に譲らねばならないが、たしかに織豊政権へと連続する萌芽的なものが見られることは言えるのではあるまいか。かかる意味で晴元政権こそ畿内に於て存在した「最後の中世的権力」であったと結論されるのである。

このようにして天文前後に畿内に成立した支配構造はまさしく「細川・三好体制」と呼ぶにふさわしいものであろう。

表5 晴元被官人給地の事例

給 人	年 月 日	在 所	出 典
某	大永 8 5. 15	山城二尊院領所々	実隆公記
可竹軒周聡	6. 29	西岡某庄	〃
某	7. 11	山城三栖庄	〃
柳本被官能勢某	享禄元 9. 8	桂新免(押領)	〃
竹内新二郎	12. 4	転法輪家領名字ノ地	〃
三好元長	12. 23	悲田院西畠	〃
井関兵部卿	2. 2. 26	嵯峨内田地・検断職	井関文書
柳本賢治	5. 17	塔森淀魚市代官職	実隆公記
一宮堅成	5. 30	尊勝院領祇園社	
三好政長	9. 26	東寺領石井孫三郎跡	東寺文書六芸染
〃	10. 4	九条西井山城守跡	実隆公記
湯浅国氏	10. 12	山城西山取福寺領	東寺文書西常
可竹軒周聡	10. 26	山城小山郷	賀茂別雷社
寒河千代市	10. 30	東寺上久世庄公文拘本所分	東寺百合口
柳本賢治	3. 3. 29	山城美豆郷(押領)	実隆公記
乃生高藤	10. 21	東寺領上野庄	東寺文書六芸射
堀孫三郎	4. 7. 3	山城嵯峨内散在	山科家古文書
可竹軒周聡	10. 22	東寺上久世庄	東寺百合口、ウ
加成長銅	10. 27	東寺内正覚院領	教王護国寺文書
能勢源五郎	12. 28	洛中屋地五ヶ所代官職	古蹟文徴
三好元長・内海伊賀	5. 以前	転法輪家領柄呂岐庄	実隆公記
高島長信	天文元 以降	〃	〃
富森孫四郎	10. 13	山城梅宮社沽却分	山科家古文書
寒河越前守	12. 27	東寺上久世庄公文拘分	東寺百合い
柳本虎満丸	2. 11. 14	六条佐女牛七条代官職	〃 っ
第十帯刀	3. 3. 29	池田庄	実隆公記
下田彦治郎	4. 27	幕領丹波胡麻野々口	川勝家文書
福良源五郎	4. 8. 17	七条道場内長泉院領	保坂氏文書
柳本孫七郎	5. 10. 17	稻荷社羽倉跡	西羽倉文書
三淵晴員	6. 以前7. 5	一乗寺内随願寺領	大徳寺文書
堀孫三郎	7. 5. 3	稗田夏麦	山科家古文書
茨木長隆	8. 以降	土御門四丁町	大徳寺文書
石黒与介	9. 7. 13	北野内野代官職	壬生家領文書
溝杭亀松丸	14. 8. 26	摂津溝杭村本領	石清水文書
下田左京亮	15. 10. 30	丹波佐々江、山国庄代官	川勝家文書
〃	16. 6. 15	丹波宇津備後守跡	〃
川勝左京亮	21. 11. 2	丹波和知以下	〃

この中核が茨木氏らの摂津国衆であったことはいうまでもない。その権力構造に於ては基本的にあくまで室町幕府の支配体制の一環乃至その変質として位置付けるべきであって、細川氏独自の戦国大名化を実現することはついに不可能だったのである。しかしながら前代に於て、在地の荘官層を主とする国人をすら被官化することが困難であったほど強固な荘園

体制の残存する「將軍領国」山城近郊に於て、在地性を脱却しつつあった摂津国人を初めとする晴元の被官人等を不充
分ながら給人として配置しえたこと、及び奪権闘争の結果室町幕府そのものを殆ど形骸化し得たこと、これらはやがて来
るべき織豊知行体制の先触れをなすものであり、この点に於て近世への傾斜を認めざるを得ないのである。

- ① この例として長江氏前掲書P一三九～一四三参照。
② 長慶が發給した折紙のうち長隆の管領代添状に相当するものを掲げ
る。

介号富樫分親望之条被違紀明之淵底處帶數通証跡寺家当知行無紛之
上者年貢地子錢以下如先々弥可令院納 不可有遲怠者也、仍狀如件
天文廿四
八月二日
長慶（花押）

法金剛院珠榮申当院領并開山塔法命寺領所々散在年貢地子錢事、帶
數通御下知等証文当知行無相違之處今度初而代官職之儀可存知之旨
申之無謂違乱族在之云々、以外次第也、所詮被成奉書上者早速其妨
年貢以下如先々嚴密可沙汰渡珠榮代、若雖為少分令他納者可為二重

成之由所被仰出之狀如件
（松田）
藤頼（花押）
（松田）
盛秀（花押）
天文廿二
三月四日

- ③ 菊地登氏の御教示による。
④ 『革嶋文書』、この折紙の時期は「範長」の署名からして天文十
七年頃かと考えられる。（長江氏前掲書P七八、九六参照）。
⑤ 他に『土佐文書』九月七日付書狀、『東寺文書』數（京影）七月十
三日付書狀、同文書十二月四日付書狀ほか。

当所名主沙汰人中
（法金剛院）
亭子院領城州西九条有弘名老町开敷地四町々所々散在等事、亀井左

（京都大学大学院生・

〔付記〕

一、史料閲覧その他便宜を与えられた京都市史編纂所、京都府立総合資料館、東京大学史料編纂所、国立公文書館内閣文庫、宮内庁書陵部、前田育徳会
尊経閣文庫、兵庫県史編集室など諸司各位に深甚の謝意を表したい。

二、最終校正の段階で鈴木良一氏著「応仁の乱」（岩波新書）およびC D I編「京都庶民生活史」が公にされた。本稿では触れ得なかったが重要な参考
文献としてここに付記し、鈴木氏ならびにC D I諸氏に御礼と御託を申上げる次第である。

A Preparatory Study of the Regime of the *Hosokawas* 細川
and the *Miyoshis* 三好 ; the Dissolution of
Muromachi Bakufu 室町幕府

by

A. Imatani

In this article, I would like to try the basic work for the political study of *Kinai* 畿内 in the *Sengoku* 戦国 period, limited within the analysis of the upper structure. The content of this article is as follows.

First, I emphasize that, *Muromachi-bakufu*, which in the common theory after the World War II has been thought to have ruined after the *War of Ohnin* 応仁の乱, nevertheless, remained with its control over *Shugo* 守護 lost and with its control over powerful families minimized.

Second, investigating the control-structure of the Regime of *Hosokawa Harumoto* 細川晴元 from the end of *Daiei* 大永 to *Tenmon* 天文 by the medium of the archival analysis, I find out its control over *Kyoto* 京都 was sustained by *Kanrei-dai* 管領代-*Yamashiro-dai* 山城代 system and its pivotal core was the military force of *Kunishu* 国衆 of *Settsu* 摂津.

Moreover, through the analysis of *Hikan-hosho* 被官奉書 of *Harumoto*, I clarify the fact that “*Kanreidai-soejo*,” 「管領代添状」 was issued following *Bakufu-bugyonin-hosho* 幕府奉行人奉書, and recognize this *Soejo* was justified by the powers in *Kyoto*-the manor lords, and there were many *Kanrei-bugyonins* among *Bugyonins* after *Ohnin* who have been thought to have been *Mandokoro-Yoryudo* 政所寄人 heretofore. Third, I investigate the making process and the significance, of *Kanreidai-soejo*.

Last, summing up the political process from *Daiei* to *Tenmon*, I recognize there existed another type of *Bakufu* in *Sakai* 堺 substituting for *Muromachi-bakufu*, and propose the theory of the establishing of *Sakai-bakufu*-the discontinuity of *Muromachi-bakufu*.

After all, I conclude as follows; that, the defeat of *Miyoshi Motonaga* 三好元長, the destruction of *Yamashina-Honganji* 山科本願寺, and the revolt of *Hokke* 法華 in *Tenmon* can be interpreted as usurping struggle by *Kunishu* of *Settsu* and the powerful families in *Kyoto*; that, in this war the interests of *Hikan* of *Harumoto-Kunishu* of *Settsu* were maintained, so that coalition regime by powerful families in *Kyoto* and *Ku-*

nishu of *Settsu* was established after the fifth year of *Tenmon*. Besides, I add the reason why the regime ruined, that is, why *Miyoshi Nagayoshi* 三好長慶 rose up.

A Consideration on *Suiko* 出挙

by

Y. Funao

The note of the dead men of *Bitchiu* 備中 charged with *Taizei* 大税 in the eleventh year of *Tempyo* 天平 in the *Syosoin-Documents* 正倉院文書 is a precious resource for studying concretely on *Syozei-suiko* 正税出挙 in relation to the individual peasant. In this article, I'll reinvestigate how *Suiko* 出挙 really was mainly through the analysis of this document.

As the result of that investigation, it is asserted that landlords below the rank of *Gunji* 郡司 made skillful use of the institution of the debt immunity of the dead and that they managed the *Syozei-Suiko* system privately and I examine the process on which they controlled the peasantry under their influence by public and private *Suiko* 出挙 and made themselves conspicuous.

An Essay on the *Hou-kuan* 候官 Appeared in *Chu-yen* 居延 Archives in the *Han* 漢 Period

—Especially on the 'Yi-kuan Pu' 諸官簿
Found in *P'o-ch'eng-tzu* 破城子—

by

H. Nagata

Han dynasty had been suffering from the *Hsiong-nu* 匈奴 invasion from the early days, but under *Wu-di* 武帝 *Han* began to take offensive. In 115 B. C. *Han* succeeded in driving the *Hsiong-nu* away from *Ho-*